

午前 10 時 20 分 開会

議長（林 治君） ただいまから平成 9 年第 2 回泉南市議会定例会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、15 番 堀口武視議員からは欠席の届け出が出ておりますので、報告しておきます。

本定例会には、市長以下関係職員の出席を求めています。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 23 番 稲留照雄君、1 番 井原正太郎君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 6 月 23 日から 6 月 26 日までの 4 日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日 6 月 23 日から 6 月 26 日までの 4 日間と決定いたしました。

ここで暫時このままで休憩していただきたいと思っております。私の方から入るように催告をいたしたいと思っておりますので、このままでお待ちください。

暫時休憩します。

午前 10 時 22 分 休憩

午前 10 時 25 分 再開

議長（林 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本定例会開会に当たり市長からあいさつのため発言を求めていますので、これを許可いたします。市長 向井通彦君。

市長（向井通彦君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成 9 年第 2 回泉南市議会定例会の開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

まず初めに、去る 4 月 25 日のマスコミ報道以来、市民各位には大変な御心配をおかけいたしました議員間における贈収賄事件も、去る 6 月 16

日に開かれた第1回公判における冒頭陳述で事件の全容が明らかになりつつあります。当時、議員間においてこのような行為があったことは、いまだに信じられぬ大きな衝撃であり、非常に残念なことと考えております。二度とこのような事件が起こることがないように願うとともに、議員各位におかれましては、今回の事件を厳しく受けとめられ、市民に対しての信頼を取り戻すべく、自助努力により政治改革の推進、政治倫理の確立に取り組まれますよう強く望むものでございます。私たち行政といたしましても、今回の事件を厳粛に受けとめ、今後とも市民生活の向上と泉南市の発展のため、さらなる努力を傾注してまいりたいと考えております。

さて、今議会には、人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについてなど議案6件と報告6件を御提案申し上げておりますので、議員各位におかれましては、よろしく御審議をいただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

議長（林 治君） 次に、日程第3、一般質問を議題といたします。

この際申し上げます。本定例会における一般質問の各質問者の持ち時間については、その答弁も含め1人1時間といたします。

これより順次一般質問を許可いたします。

まず、初めに5番 成田政彦君の質問を許可いたします。成田君。

5番（成田政彦君） おはようございます。日本共産党泉南市会議員の成田政彦でございます。

日本共産党泉南市会議員団を代表して質問してまいりますが、その前に、昨日第1清新会、第2清新会、清和会、新政クラブ4会派発行の「ウエーブ泉南」なるものについて、日本共産党泉南市会議員団の見解と反論を述べたいと思います。

その中身は、具体的事実と証拠を一切示さず、ただただ日本共産党議員団を罵倒するというお粗末低劣な文章であります。書かれている内容については、見過ごすことはできないものであります。なお、すべての反論については、当議員団としては全市民に全戸配布、街頭演説、演説会を通じて真実を徹底して知らせる決意であります。

さて、「ウエーブ泉南」は、当議員団を「このように日本共産党は、贈収賄事件や林野組合事件において自分たちも係わっている」と言い切っております。この文章をだれが書いたかわからないが、少なくとも4会派の

発行となっているので、4会派の諸君に問いただしたい。日本共産党議員が堀口議員、山内議員と同様に贈収賄事件にかかわっていると切り切っているんだから、あなた方は客観的事実、証拠をもって全市民の前に示しなさい。少なくともこのお粗末な「ウエーブ泉南」を読む限り、贈収賄事実なんて何一つ示されていません。そうでないと、あなた方は、当議員団に対する重大な人権侵害と名誉棄損に当たります。当議員団は、この文書については、名誉棄損と告発を含めて対応を検討していることも明らかにしたいと思います。（発言する者あり）

さて、「ウエーブ泉南」記事のうそについて若干触れたいと思います。

その1は、「和気議員の違法建築」にはホオカブリ」とありますが、決してほおかむりしていません。日本共産党泉南議員団発行「こんにちは日本共産党」4月号では、この問題については指摘を真摯に受けとめるとともに、工事管理者、建設業者任せにしたことを反省し、府の指導のもとに速やかに対応すると全市民に対して見解を公表いたしております。贈収賄事件で、捕まる前は違うことを話し、逮捕され、裁判になってやっと事実を認める堀口議員、山内議員と同じように扱おうとしても、それは無理というものであります。（発言する者あり）

その2は、「あきれの金銭感覚」という文章の中で、「樽井地区財産区管理会の毎年の研修旅行には市が補助金を支出」となっていますが、これは間違いであります。事實は、研修旅行費は樽井地区財産区管理会が支出しているものであります。市の補助金は一切出されておられません。

議長（林 治君） 議場はお静かに願います。

5番（成田政彦君） さらに、「財管の研修旅行の不正行為」と言っていますが、これは何を示しているのか、事実を明らかにする必要があります。そうでなければ、今まで財管の研修旅行に参加した樽井地区の議員初め関係者すべて不正行為をしたということになるのではないのでしょうか。

次に、「H議員疑惑」についてであります。この記事については、記事を書いた「泉南ジャーナル」自身が推測に基づいて書いたと議会の調査で述べております。ましてやH議員が林議員であるとは確認されておられません。当時、産業建設常任委員長が林議員であることは本人も認めております。それが事実であります。あたかも疑惑があるように書くこと自体、いかにも「ウエーブ泉南」らしいやり方であります。

また、「一部団体には、破格の補償金650万円(50万円×13軒)」、「林議長が交渉を代理したこの団体には、H建設会社からさらに謝礼の形で破格の金が支払われています」と、「ウエーブ泉南」はなぜかあたかも見てきたごとく書いていますが、林議員は知らないことです。ぜひこのことについて、そういう事実があるのなら具体的に証拠を示すべきではないでしょうか。(発言する者あり)

議長(林 治君) 議場は静かにしてください。

5番(成田政彦君) 林議員は、このマンション建設で住民の皆さんと一緒にになって駐車場の増設などに取り組んだことはあっても、いかなる金品も受け取ってはいません。迷惑千万な話であります。

次に、「東京陳情で林議長あるまじき金銭授受!」という文章であります。林議員には全く身に覚えのないことです。こういう事実があるならば、具体的に証拠をつけて示してください。そして、このことを書いた人または4会派の諸君は、この文章の持つ意味について事実を明らかにできなかったときは、責任を明確にする必要があるのではないのでしょうか。

次に、「林野組合役職一人占め報酬数十万円」、「林議長は主催者」とありますが、これは組合の期待に沿ったものであり、役職については組合で決めたもので、あえて疑惑と関係を述べること自体、良識を疑わざるを得ません。林議員は組合の役員ですから、主催者の1人でしょう。しかし、問題は、林野会館の違法建築について知らなかったかどうかです。設計した町谷設計と建設した福重建設にかかわることについて詳しく知っている人はだれか。残念ながら林議員は知りませんでした。

以上、いかにも「疑惑追及のウラに疑惑あり」ともっともらしくタイトルをつけていますが、中身はお粗末な内容です。もう一度言いますが、日本共産党議員団は金銭の授受はありません。林野組合事件に関しても関係してません。清潔です。当議員団は、今後関西空港2期工事をめぐる贈収賄事件、林野組合事件については、徹底して市民の前に真相を明らかにしていく決意です。

最後に、赤旗新聞の講読について述べたいと思います。

現在の日本の政治は、政党政治であります。自民党初め各政党は、すべて有料の機関紙を発行しております。各政党は、それぞれ党の方針、政策を持って、理解していただくために積極的に国民に講読を勧めております。

公務員も国民です。日本共産党市会議員団は、憲法 19 条、思想、信条の自由、憲法 21 条、結社、言論、出版の自由に基づいて、国・府・市に対する党の方針、政策を国民に知ってもらうために、市職員の皆さんを含めて積極的に赤旗の講読を勧めるのは当然であります。今後とも大いに勧める決意であります。発行責任者も正体不明の無責任なオンブズマン紙の文章が「ウエーブ泉南」に載ること自体、「ウエーブ泉南」の性格をよくあらわしています。

また、このオンブズマン紙は、議員の職務は行政職員を監視することであると主張していますが、思い上がりも甚だしいでしょう。議員は常に市民と同じ目線にあって、市民の奉仕者として、市職員を含めて市民こそ主人公の立場で活動するのが当たり前ではないでしょうか。

さらに、「わたしたちは政治改革に取り組みます」とありますが、100 条設置と贈収賄事件議員の辞職勧告決議に反対し、しかも今贈収賄議員を抱えた会派は、現在市民に対してどのようなけじめをつけるのでしょうか。政治改革を言う前に、まずみずからの政治改革をする必要があるのではないのでしょうか。（発言する者あり）

以上、我が党の見解を述べ、反論します。

議長（林 治君） 議場は静かにしてください。

5 番（成田政彦君） 続きまして、一般質問に移りたいと思います。

大綱第 1 点は、関西国際空港白紙撤回をめぐる贈賄事件についてであります。

6 月 16 日、大阪地裁で第 1 回公判が行われ、堀口、山内両議員は、罪状認否については間違いありませんと起訴事実を全面的に認めました。市長にお伺いしますが、これに対して、贈賄事件についてあなたの感想をお伺いしたいと思います。

大綱第 2 点は、同和行政の終結についてであります。

国の同和对策特別法は、本年 3 月末をもって期限切れとなりました。当市では、1965 年以来 32 年間、約 190 億円近くを同和事業に注ぎ込んできました。今日では、環境改善を初め、教育、就労など格差は解消し、最も困難と言われた結婚の問題は、若い世代では一方が地域外が 80% を超えており、ほとんど問題のない状況となっております。一般地域と同和地域の格差是正をするという同和对策の目的は基本的には達成され、同和

地区という垣根を取り払い一般行政の水準を引き上げるとともに、自由な市民的交渉を大きく進めることが今日求められております。

さらに、事実の点から見て、95年の府民意識調査でも、府民の55%が同和地区の住民に特別な対策をすること自体が差別だと答えており、そう思わないの17%を大きく上回っております。これ以上の同和行政の継続そのものが平等、同権の確立に反し、逆差別や同和優先という新たな差別を広げる、子供たちの発達や成長を妨げ、弊害を生み、同和地区固定化にもつなげるものとなります。国の特別法が期限切れとなった今、同和事業そのものを終結し、一般行政に移行することこそ真の同和問題解決の保障となるものであります。

そこで、お伺いしますが、登録事業の見直しを初めとして、個人給付の廃止、家賃の是正など、市の取り組みの状況をお伺いしたいと思います。

大綱第3点は、総合福祉センターであります。

来月1日よりオープンとなっておりますが、施設が市民にとって利用しやすく、便利であることは福祉施設として当然であります。

そこで、お伺いしますが、1、バスの運行については十分市民が利用できるようになっておるのか。2、施設の利用について市民に十分説明されておるのか。3、施設運営については器具などを含めて7月1日に間に合うかどうか、お伺いしたいと思います。

大綱第4点は、市民の里の利用についてであります。

4億円以上の建設費をつぎ込む中、今なお水道が引かれていない、道路が不便など、ペンペン草が生えてまともに利用できる状況ではありません。市民の財産である市民の里の改善についてはどのように考えられているか、お伺いしたいと思います。

大綱第5点は、一丘団地の痴漢対策及び駐車場増設であります。

ことしに入って一丘団地では痴漢が多発し、住民に不安を与えています。一丘区団地自治会では、泉南警察署、公団、そして市に対しても、街灯の増設、暗いところの木の剪定、伐採を要望しております。また、自治会も土曜日には自主的警備を行っております。市として、一丘区自治会が要望している痴漢対策としての街灯の増設、砂川榎井線などの道の樹木の剪定、雑草の清掃などについてどのような対策を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。また、市営駐車場がいつ増設されるのか、その時期をお

伺いしたいと思います。

大綱第6点は、砂川榎井線の整備についてであります。

何度も議会で取り上げてきました。今まで開通せず、現状では20年前の一部整備のみで、今では未完成のいびつなカーブの道路で、交通事故多発、迷惑駐車場所、そしておまけに街路樹は伸び放題で、痴漢の格好の隠れ場所となっております。住民にとって危険な道路となっております。この道路を緊急に整備する必要があると思いますが、市として真剣な対応が必要と思われませんが、お伺いしたいと思います。

また、府道田尻新家線の歩道設置の進捗状況をお伺いしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（林 治君） ただいまの成田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、今回の事件についての私の感じたことということでございますが、今回の事件につきましては、去る6月16日に第1回の公判が開かれておりまして、その冒頭陳述の中で、関西国際空港全体構想反対決議の撤回に伴い、議員間において金銭の授受があったことが述べられております。当時、議員間において贈収賄行為があったとはいまだに信じられず、大きな衝撃であり、非常に残念なことで考えております。今後、予定されている裁判によって事件の全容を明らかにし、二度とこのような事件が起こることのないよう願うものでございます。

さらに、先ほども述べましたように、市民に対して信頼を取り戻すべく、議員各位におかれましては、自助努力により政治改革あるいは政治倫理の確立に取り組まれますよう強く期待もし、望むものでございます。

議長（林 治君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 成田議員の同和事業の見直しについてについて御説明、御回答申し上げます。

本市におきましては、同和問題の早期解決を市の重要課題の1つとして位置づけ、国・府の答申、地対協の意見具申、並びに関係法令等の趣旨、内容を踏まえるとともに、関係者の理解、協力を得ながら諸事業を推進してまいったところでございます。

いわゆる残事業につきましては、平成4年度に登録事業としての位置づけを行い、公共下水道の布設、生業者用駐車場の新設、鳴滝第一、第二保

育所の大規模改修、前畑 1 号棟、6 号棟、7 号棟並びに宮本 1 号棟の増改築、前畑 A 棟の建設等、年次計画に基づき随時事業完遂に向け努力してきております。前畑 5 号棟、宮本 5 号棟の増改築並びに前畑 B 棟建設をもって、残事業の完遂を迎えることとなります。

今後の同和対策事業、物的事業につきましては、一般対策としての位置づけのもと、部落差別の早期解決という同和行政の趣旨、目的を踏まえ、適切な実態把握を行い、市民の理解、周辺地域との一体性の確保に努め、財政事情を勘案しつつ、必要な事業は今後年次計画的に進めてまいる所存でありますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 成田議員の御質問のうち、家賃の関係、並びに市民の里の利用の関係、それと一丘団地の街灯の増設の問題、砂川樫井線の整備、新家田尻線の進捗について御答弁をさしていただきたいと思っております。

まず、家賃の関係でございますけれども、去る産業建設常任委員会協議会においても質問がございまして御答弁をさしていただいておりますけれども、この家賃につきましては、3 月議会にも御意見を賜り、市といたしましても 6 月から 7 月の実施に向けて鋭意努力してまいったわけでございます。しかしながら、既に議員もよく御承知のように、公営住宅法の改正が実施される中、つい最近までこの法の改正に伴う施行通達等が出されておりました、これまで議会へお示しさしていただいております本市の暫定家賃案の最終決定が非常におくれております。

具体的に申し上げますと、法の改正により平成 10 年 4 月 1 日から実施されます家賃体系の中、家賃の計算方法は定まっておりますが、その計算に使用する係数に若干まだ未確定な要素がございまして、平成 10 年 4 月 1 日からの家賃については決定しづらい状況があり、市といたしましても、これら不確定な要素の部分は、府への問い合わせや近隣市町への問い合わせ等を行い、可能な限り予想され得る範囲で新法による家賃の仮計算をし、その計算をもとに暫定家賃の最終案を決定させていただき、本会議終了後、入居者の方々へ御理解、御協力を賜るべく日程調整に入っております。

つきましては、実施でございますが、当然説明をした後、ある程度の経

過期間が必要ということで、周知期間の必要性から考えまして、若干当初の予定よりおくれておりますけれども、本年の9月か10月をめぐりとして我々としては実施したいというふうに考えております。

次に、市民の里の関係でございますけれども、まず市民の里の整備状況としては、1期事業といたしまして平成7年度までに約4億円強の事業費を執行いたしまして、多目的グラウンド、芝生広場等の整備を行い、暫定ではございますが、供用を行っております、市民の方々に利用していただいているところでございます。

今後、残されております整備、改善等の計画でございますけれども、総合管理センターやアスレチック広場、それと水道及び污水处理施設がございます。また、市民の里へのアクセス道路の整備等周辺整備も残されておりますが、事業着手時期については、現在のところまだ決まっておらない状況でございます。これら施設整備を展開するには、当然財源等の確保が重要な課題でありますので、現状では市内外を取り巻く厳しい状況を踏まえまして、今後早期に事業が着手できるように整備手法等も含め総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、一丘団地の街灯、樹木の剪定の関係でございますが、先ほど御指摘いただきました市道の一丘団地内線及び砂川榎井線の歩道街路樹の剪定につきましては、早急を実施する予定でございます、一部発注等もっております。また、従来より、道路照明等の光が繁茂した樹木の枝葉に遮られて防犯上好ましくない状況にあると指摘されておりました、今回の剪定によりましてその効果が期待されるところであります。

また、団地内には、住宅都市整備公団の管理である防犯灯も数多く見受けられ、それらの交換、増設等の要望もあわせて、本市の道路照明の増設等も必要に応じて検討していく所存でございます。

次に、砂川榎井線の関係でございますけれども、砂川榎井線につきましては、住宅都市整備公団一丘団地よりJR和泉砂川駅に至る延長1,498メートルの区間につきまして現在事業中でございます。本路線につきましては、事業着手以来二十数年経過しておりますが、一部権利者を除き用地取得等もおおむね完了いたしております。また、一丘団地内約600メートルは暫定供用を行い、市民の皆様方の利便性の向上に寄与しております。平成8年度は、牧野地内の用地取得済み地内で改良工事150メートルを

施行いたしております。9年度におきましても、一丘団地から尋春橋手前までの間で改良工事を予定いたしております。

なお、懸案となっております大型工場の件につきましては、物件移転の補償につきましても関係機関との協議もほぼ終わっております。現在、当該工場の代表者と鋭意精力的に交渉を粘り強く進めているところでございます。予定といたしましては、今後数年の間にこの問題を解決し、早期な供用開始を目標に努力をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、新家田尻線の歩道の整備でございますけれども、府道の新家田尻線につきましては、平成4年3月に地権者との土地境界の立会を行い、当時未立会であった17筆につきましても平成8年度に立会が完了し、当初予定の関係土地すべての丈量図も完成いたしております。続いて、平成9年度以降順次用地買収作業を進めていくものと伺っております。本市といたしましても、側面より支援しながら、今後とも早期に歩道設置等拡幅整備を行っていただくよう、大阪府に対しましてさらに強く要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 私の方からは、議員御質問の総合福祉センターについて御答弁申し上げます。

この御質問は3点ほどあったと思うんですけれども、我々現在、7月1日オープンに向けまして鋭意努力しているわけでございますけれども、そのうちの1点、まず福祉バスの運行についてどのようになっているかという御質問であったかと思っておりますけれども、それについて御答弁申し上げます。

まず、この福祉バスにつきましては、我々基本的な考え方といたしまして、利用者の多くの方々が高齢者あるいは身障者の方々であるということにかんがみまして、長時間バスには乗っておられないだろうということがありまして、1時間以内、約50分以内でコースを設定すると、そういった基本的な考え方によりまして、今回このバスの運行コースを設定いたしました。そうしまして、この運行コースにつきましては、各コース週2日、曜日を定めて運行し、そして午前中に2便、午後に2便、そしてまた東地区コースにつきましては午前中1便、午後1便といった形の4コースを設

定いたしております。そして、週2回、利用される方々についての便を提供していきたいと、このように考えております。

次に、施設について、これについては便利なものになっているかという御質問であったと思いますが、この総合福祉センターの業務につきましては、身体障害者、それから高齢者、そして母子福祉、こういった幅広い方々に御利用いただける施設ということで建設されております。そういった中で、現在、7月1日にオープンするわけですが、その間市民の皆様方に一定見学をしていただいたり、あるいはまたこちらといたしましては、予定の事業であります業務につきましては人的に確保していくと、そういった形で利用者に喜んでいただけるようなそういった施設づくりに励んでまいりたいと、このように思っております。そしてまた、泉南市の広報あるいはチラシ等で現在PRを行っているところでございます。

続きまして、施設の中の備品につきまして、7月1日オープンまでに確保できるのかどうかといった御質問であったかと思いますが、これにつきましては、7月1日よりオープンするために予定事業をこなすという形で、そういった備品については一定確保はできております。なお、その後必要となっている備品につきましても、今後オープンまでに確保していきたいと、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 成田議員の質問のうち、一丘団地の駐車場増設について御答弁申し上げます。

従来より住宅都市整備公団とこの件につきましては協議を行ってきたところでございますが、基本的な条件につきましてはほぼ合意に至っておりますのでございます。この後、細部の条件、また事務的な最終協議を残すのみとなっておりますので、本定例会終了後早々に協議を行っていききたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） では、再質問をしてまいりたいと思います。

時間も少ないもので、まず総合福祉センター内に設置される子ども支援

センターについての整備についてお伺いしたいと思います。

総合福祉センターの子ども支援センターの施設の充実の面につきましては、かねてから保護者の方から遊園地の園庭の遊具がない、それから療育機能関連訓練がないなど、障害児を早期から訓練するのに最も必要な遊びの道具の確保、それから機能回復訓練、そういう施設、器具が不足、こういうことが保護者の方から要望が出されております。

また、障害児を抱えた親御さんにとっては、毎日毎日自分の子供がどのように発達していくのか、このことを大変大切に考え、そういうことを同じ保護者会の人たちが交換し合うことによって我が子の発達と成長を確認し合う、そういう重要な場所である保護者会の会議の場所も確保されていないと、こういうことが障害児を持つ親から訴えられておるんですけど、その点については、総合福祉センターの整備の観点から見てどのような方向で進められておるのか、お伺いしたいと思います。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 議員御質問の子ども支援センターの特にリバースクールの保護者の方々から、遊具がないとか、あるいはそういった備品関係、それから人の問題も含めてですけれども、そういった形で以前より要望がございます。そして、先日もたしか要望があったと、このように聞いております。

ただ、我々といたしましては、そのときにも保護者の方々にお答えさしていただいていると思いますけれども、この遊具につきましては、当然お子さんを預かる上において一定の遊具が必要であろうということ、そしてまた部屋の確保につきましても、一定その部屋についてはこの子ども支援センター、あるいはリバースクールを運営していく上で確保していくといった方向性は、保護者の方々にも我々としても示さしていただいていると、このように思っております。ですから、今後これらの備品の充実でありますとか、あるいは部屋の確保につきましては、担当課あるいは部の方で保護者の方々と相談しながら、また会合を行う場を持ちまして充実の方向で考えていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願います。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） その答弁では、何も無いという答弁なんですけど、そ

の園庭の遊具は具体的にどうなっておるのか。それから、具体的に子ども支援センターの療育機能回復訓練施設、器具はどうなっておるのか。それから、この予算は具体的にどうなっておるのか。聞くところによると、最低の予算さえも確保できてないということを聞いておるんですけど、その点は、せっかくすばらしい施設そのもの、器はできるんですけど、魂が入ってないとなれば大変残念であります。その点での具体的な予算の問題とか、園庭の遊具の問題、それから機能回復訓練施設、具体的な施設の購入はどうなっておるんですか。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） この子ども支援センターに関連する特に器具の購入費、これについては、平成9年度当初予算では20万円という形になっております。ただ、この遊具の充実等につきましては、これからの例えば充実するといった方向性もございますので、今後この器具の充実については我々としても取り組んでまいりたいと、このように思っております。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 総合福祉センターの中に、高齢者のためとか障害者のために随分利用できる施設、器具がたくさん入っておるんですけど、こういう点に見過ごしがあったことは私はまことに残念でありますんですけど、障害児の最初の出発である子ども支援センターの器具、機能回復訓練施設がわずか20万円程度であると。これでは遊具一つも買えないのではないかと。これではお母さん方が非常に不安を持つ。我が子の将来をこの子ども支援センターに預けて本当に大丈夫なのか、毎日このことについて悩みを持つのは当然であります。そういう点で、20万円の費用で果たしてこういう遊具の購入とかそういうことができるんだろうか。そういう点を感じたんですけど、その点はどうなんでしょうか。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 特に、園庭の遊具等の充実につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今後我々としても充実の方向で頑張っていきたいと、このように思っております。

それとあと、現在リバースクールの方にもございます器具等も利用しながらという形で、遊具については今後検討していくということでございます。

すので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 市長にお伺いするんですけど、20万円の予算程度となっておるんですけど、施設つくって魂を入れないのでは、私は非常に残念であります。補正予算などを組んで、小さいときから療養機能訓練を行って、発達させ、一般社会と融合できる、ノーマライゼーションにふさわしいそういう子ども支援センターに私はすべきだと思うんです。もちろん市長はそう考えとると思うんですけど、増額など補正予算のことについて今後検討する余地があるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 何事もそうなんです、新しい施設ができて、それが当初から100%、いろんな設備なり器具なり充実してやればいいわけでございますが、やはりどうしても順次段階的に、使う中でもいろんな問題も出てきましようから、充実していくということになるわけでございます。

リバーについても、専用庭は当然当初からつくっておまして、その広い庭の確保はしております。遊具等については、今後父兄の皆さんとまた健康福祉部で十分御相談をいただいて、どういうものがよいか、あるいはどういう部分から整備をしていくのがええのかというのは、詰めていただいたらいいかなというふうに思います。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 障害児を持っておられる親御さんの切なる希望が十分に反映されることを私は市長に再度強く要望しておきます。

それでは、次に市長の政治姿勢の問題についてお伺いしたいと思います。

市長は答弁の中で、両議員はいまだに信じられないと多分に同情的な答弁をされたんですけど、第1回公判の検察官の冒頭陳述によりますと、市助役であった向井通彦を擁立し、関西国際空港建設推進及び同事業の関連予算による同市の施設充実を旗印にして市長選に臨み、選挙は同年5月21日に投票が行われて、向井氏が当選した。被告人堀口は、みずから擁立した右向井が関西国際空港建設推進を公約していたことから、同議会において可決した右反対決議はこれに反することになるため、地元支持者からもみずから議長のときに右反対決議を可決したことで批判を浴び、議員と

して信頼を失いかねない状況であったことから、右反対決議の撤回決議をなすことが急務であると判断し、早急に同議員及び空港問題対策特別委員会に対する多数派工作をする必要に迫られた。

こういう検事の陳述に対して、本人は、6月16日朝日新聞では、初公判で、「起訴状によると、堀口市議は議長だった1994年6月中旬、定例議会で反対決議の撤回議案に賛成してもらおうことや、ほかの市議にも賛成するよう働きかけてもらおう見返りとして、空港問題対策特別委員会の委員だった山内市議に現金200万円を渡した。さらに、同委員会委員長の別の市議にも同じ趣旨で現金200万円を渡そうとした、とされる」という起訴事実を間違いありませんと全面的に認めました。

このことについて、市長は、この起訴事実について、堀口議員は市長の関西国際空港建設反対決議撤回を賛成の立場でやってきたと。これが非常にふさわしくないと、そういうために、市長のためにやらなあかんということで収賄事件を起こしたということがここに書かれとるんですけど、このことについて、市長はどのようにお考えですか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 冒頭陳述の内容ですからね、正確に言っていただきたいと思います。あなたは傍聴に行かれておりましたか、お答え願います。（成田政彦君「答える必要なしや。そんなん答える必要なしや」と呼ぶ）答えられないということですね。わかりました。

冒頭陳述の内容については、我々行政の方も傍聴に行かしてありまして、詳しくメモをとっておりますが、私のためにと、そういうふうな表現はございません。この間折り込みに入っておりましたあなた方のピラにもそのようなニュアンスがありますが、それも正確に書いていただきたいというふうに思います。違いますよ。

ここでその内容をつまびらかに申し上げるといのはいかがかというふうに思いますので、また別の機会に先ほどあなたが質問されたことについて反論もいたしたいというふうに思います。ここでは、そういう事実ではございませんので、それだけ申し上げておきます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） そういう関西国際空港の贈賄事件については、徹底して、あなたは私の質問に対しては対決という点を明確にしましたね。よし、

わかりました。わかりました。

それでは、これは市長にお伺いしたいんですけど、5月2日の新聞記事では、工作金を用意したのはミニコミ紙の編集者だということが述べられております。5月の読売新聞によれば、8月2日、編集者のほか堀口武視議員、向井市長、そういう人が出席し、冒頭上座にいた編集者らに、いろいろ努力してもらいと元副知事が言うたとなつとるんですけど、これはどうなんですか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） そのようなことを言われたのかどうかというのは、私は知りません。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） そうすると、5月2日のこの読売新聞は、そういう事実があったかどうかはわからないと、そういうことですな。新聞に書いてあるのは間違いだと。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 間違いとは言っておりませんが、8月2日は大阪府の副知事等と会いました。会いましたが、私たちは非常におくれて行きましたから、そういう前段に副知事さんとかがやりとりあったかどうかというのは、全く知らない話でございます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） ということは、出席をしたという事実は認めるんですな。よし、わかりました。

それと、この関西国際空港の贈収賄事件は、白紙撤回を賛成決議に回すために2人の議員にお金を工作したと。これは市長の掲げる賛成の立場から見たら、お金でこういう問題のこういう決議を変えることが正しいのかどうか。市長はお金で——議論を闘わすことは別に間違いないですよ。ただ、お金によって政治をゆがめるということが、これが正しいのか。そこを明確に市長の見解を述べてほしいと思います。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） そういうことがあってはとんでもない話ですからね、それは当たり前の話ですよ。いかなる場合も、いかなる場合もね。今後、いろいろ調べてください。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 市長は、明確に間違いであると、こういうふうにももちろん当然でありますわね。政治家として、それは当たり前のことですわ。それは確認をしておきます。

それから、白紙撤回決議に向かって、市長当選後6月中に大阪府、運輸省などに積極的に市長も参加して陳情運動をなされておるんですけど、この問題について、副知事とかほかの方から何らかの働きかけがあったかどうか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） あなたもずっと前から議員をされておられて、その当時の3月の反対決議から撤回の時期というのは議員であったわけですね。そうでしょう。そうすると、大阪府に対する要望とか運輸省に対する要望というのは、私どもからお願いをしたものではないわけなんですね。議会の皆さんが御相談をされて大阪府に要望しようとする場合に、議長名単独で行くのか、市長と連名で行くのかという議論はありましたが、それは議会の中で御議論されて行くということになったわけです。

運輸省もそうでしょう。その直前の当時の皆様方の会議の中で行くということに決まったんじゃないですか。それを受けて、それも行政と連名で行くかとか、いろいろあったわけなんですけど、私どもも行きました。あなたの会派等からも2人参加されておられますね。

ですから、そういう事実をやっぱりきっちり押さえていただいて質問をしていただかないと、（成田政彦君「違うよ。何を言うてるんや」と呼ぶ）市が運輸省に働きかけをしたとか、そういうことではないわけですよ。（成田政彦君「質問と違うことを答えとるよ。質問と違うことを答えとるん違うん」と呼ぶ）いやいや、それはやっぱり事実ですからね。経過をきっちり押さえないといけないわけですから。議会から行こうということになったのを受けて私どもも一緒に行つたと、こういうことでございます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 私はね、府から市長に対して白紙撤回云々という具体的な働きかけがあったのかと、それだけ聞いたんですよ。その経過、議会がその白紙撤回とどういう経過があったとか、そういうこと何も聞いてませんよ、僕は。それを聞いたんですよ、僕。何もそんなこと一々聞いて

ないで。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） これは議会決議の話ですから、行政に対してお願いするとか、そういう性質のものではございませんで、あくまでも議会決議でありますから、議会に対してどういう経過でそういう決議に至ったかとか、あるいはその問題解決のためにどうするべきなのかというのは大阪府の方からはあったかというふうに思いますが、それは私に対してというよりも議会に対してと、こういうことでございます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 事実はわかりました。具体的に市長が当選後、この白紙撤回問題については、5月30日には中川知事、浦西副知事と懇談しとということなど、積極的にこの問題には対応——もちろんあなたは賛成ですからね、もちろん積極的に対応なさるのは間違いないと思うんですけど、私は、この贈収賄事件の基本的な問題は、先ほど話しましたように、現金を通じて議員が贈収賄事件に陥り、これが事件となって泉南市会に大きな汚点を残したと。こういうことは、私は二度とあってはならないと思うんです。だから、そういうために市長に、この経過について積極的に対応したか、そういうことをお伺いしたのであります。それだけであります。覚えておきます。

次に、同和事業についてお伺いいたします。

同和事業につきましては、ことしの3月で期限切れとなりました。しかし、ことしの同和予算を見ましても、住宅は別として、個人給付などで2億2,000万、その8割は一般財源であります。基本的には同和行政については、既に地方自治体として同和行政の終結をしているところも、全国には、和歌山県では南部、印南、吉備、白浜と同和終結宣言をしております。

また、登録事業は住宅でもうないという答弁であります。今後同和事業については徹底した事業の精査、削減、これが必要であります。

また、同和個人給付事業については、先ほど私が申しましたように、こういう事業をしとること自体が差別をもたらす原因になっておるというアンケートに対して、50数%の方がそう思うと。そうでない17%を大きく離しておるといふふうに述べました。同和事業の終結、そして何より

も大事なものは、地区住民の自立の問題であります。そういう点で、個人給付については基本的には全面的に廃止すべきと私は思いますが、その点について。それと市同促方式、これも廃止すべきだと私は思います。その点について、今後どうやったら同和行政が終結されるのか、その点について市長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 地对財特法がことしの3月で期限切れを迎えまして、今後の一定の方向としては、いろんな事業については原則として一般事業に移行するという前提で、その中で知恵を出しながら行っていくというようなことが述べられております。

本市につきましても、ハード事業については一定完遂、まだ一部今年度も引き続いてやっておりますが、できる見込みでございます。今後は、通常の維持管理業務、あるいは改善業務というのは一般施策の中で盛り込みながらやっていくという基本的な考え方でございます。

それから、個人的給付については、過年度からこれも廃止あるいは所得制限導入、あるいは一般施策への転換という中で順次進めてきてまいっております。したがって、今後もその方向で行っていきたいというふうに思っております。

それから、市同促地区協方式については、これを是として今後ともやっていきたいと考えております。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） いや、終結はしないということなんですか。その点、どうですか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） いまだ終結はできないというふうに考えておりますし、過去あなた方が何回も出されております終結宣言の議員提案につきましても否決されております関係もございまして、やはりまだまだ、特に今後は教育とか、あるいは就労とか、そういうものを中心に改善する余地があるというふうに考えております。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） ここで言いたいんですけど、時間がないので——あと何分ですか。

議長（林 治君） あと3分です。

5番（成田政彦君） 家賃の是正の問題については、6月はなされてないと。9月になるとということなのか。今日もまだ以前の家賃のままになっとるんですか。あれだけ論議されて、今日もなお以前のままだ家賃で、9月になるとわからないという、そういうことですか。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 先ほど御答弁をさせていただきましたけれども、3月に暫定家賃の案というのをお示しさせていただいております。それについて、現在最終的な詰めを行っております。それが終わりましたら、議会終了後でございますけど、7月に入ってその金額によって、改正額によって、個別に説明会を開きたいというように考えております。現在、家賃としていただいておりますのは、従来どおりの家賃で入居者からいただいておりますということでございます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） そうすると、9月には必ず社会的常識の線に沿って是正されるということですか。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 先ほども申し上げましたように、7月に説明会をし、周知期間が必要ということでございますから、先ほど言いましたように9月から10月をめどとして考えていきたい、改正したいというふうに考えております。

議長（林 治君） 以上で成田議員の質問を終結いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午後1時14分 再開

議長（林 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、25番 北出寧啓君の質問を許可いたします。北出君。

25番（北出寧啓君） ただいまより清新会を代表して北出寧啓、一般質問に入ります。

初めに、紆余曲折があるとはいえ、旧態依然とした政治機構が時とともに存在を疑われ、市民の目に見えた形では世間をにぎわす不祥事件の頻発として、政治過程としては制度、機構、運営の改革として立ち上がってき

ます。現在、私たちに問われているのは、市長、議会という二元的権力状態にあって、市長部局の一般政策の吟味、あるいは行政執行の監査にとどまらず、我々議員が一般政策を提議し議論し、市民の全体意思とも言うべき公共政策を優先順位を考えながら実現していくことだと思えます。もちろん、前段としての政治にかかわる市民の代表としてあるべき姿勢を示す倫理条例や、広く市民に判断してもらえるような議会を含めた情報公開条例の策定にも着手しなければならないでしょう。いつまでも全体を見失った局所的な行政当局への批判を繰り返すだけでは、市長上位、議会下位の構造転換は図れません。

第 1 に、都市計画についてお聞きいたします。

平成 2 年に第 3 次泉南市総合計画が策定され、夢あふれる都市像が提示されました。都市りんくうタウンを機軸とした道路網の整備や総合福祉センターや埋蔵文化財センターなどとして結実していますが、一方でミニ開発に象徴される循環道路も公園などの公共施設もない開発が横行し、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るという都市計画の理念との乖離が余りにも甚だしいものとなっています。建築基準法、都市計画法などの法、並びに本市開発指導要綱に照らして、このような都市計画を台なしにするような開発に終止符を打てないものか。ミニ開発の現状と今後の規制の方向、あるいはその限界についてもお聞かせ願います。

例えば、3,000 平方メートル以上の開発は公共施設を確保しなければならないが、1,000 平方メートル未満あるいは 500 平方メートル未満の細切れ開発によって、そうした法、条例の体系が打ち崩されています。万人のための、人類の延々と続く努力の成果である法が簡単に開発業者によってつぶされていく。そして、法の決定者であり法の番人である議会や、法の執行者である行政当局は、手をこまねいて何もできずにいる。荒涼とした殺風景な世界が広がっていく。これでは余りにも無力ではないでしょうか。

準工業地帯であり、住民同意が得られたからと言って、しかし文化の薫る田園都市を構想する我が市の誇りの 1 つになるであろう一岡神社周辺と、その前に立つ埋蔵文化財センター、その横にゴリラを冠したパチンコ店とは、全く我が市の構想に反し、これほど市民の幻滅を囲った出来事も珍しいと思われれます。

まず第1に、この埋蔵文化財センターの建設に当たって、なぜ都市計画の網を投じることができなかったか。もちろん、これは結果論でしか言えないことに都市計画の難しさを感じもしますが、その点についてお答えいただきたいと思います。

第2に、市長にあられては、対立を恐れない、結果は広く市民に問うという毅然とした態度を堅持していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、本市の都市計画の1つである都市計画の動脈である道路網についてお聞きいたします。

本市は、海と山を表と裏に、両翼を2つの河川に囲まれた自然景観すぐれたまちですが、逆に1つの中心点を持ち得ず、道路網の整備にも多様な展開をしなければならないことに、この市の都市計画の困難さがあります。

さて、りんくうタウンにつながる道路網の整備は、確実に市民の目に見えてきましたが、山の手を国道26号線に平行して走る道路榎井砂川線についての現状の報告と今後の整備計画について、明快な回答をお願いいたします。

また、りんくうタウンへの接続道路について、今後の10年間どのような展望をお持ちなのか。工事と予算の規模並びに期間についてお示ください。また、バブル期の買収価格と現在の買収価格の差についても、各定点評価でお示しいただきたいと思います。

最後に、公園の問題について。

既に指摘させていただいたように、ミニ開発によって新住民の子供たちが遊び場もなく、道路で遊ぶといった症状があちこちで発生しています。あるいは、せっかくできた公園もゲートボールなどに専有され、子供たちが遊べないということもあります。税の公平な配分に関しても、新興サラリーマンにとって公園が気晴らしと運動と安らぎの場になることは言を待ちません。財政難で道具の交換もままならない状況ではありますが、そうした問題と今後の公園計画についてお聞かせください。

第2点として、環境保全についてお聞きいたします。

今、諫早の問題が世論を騒がせていますが、昨今も琵琶湖の水が検査結果で北湖、南湖とも透明度が高まったにもかかわらず、全体として汚染が進行していることが指摘されています。

泉南市では、これまで民間の研究者によって、植物の分布や男里川周辺の生物種の確定、あるいは酸性雨の調査などが行われてきていますが、私の知る限りでは、市当局としては何の蓄積もありません。環境危機の時代に汚染と破壊の進行状況を知るには、まず全市的な調査から始めなければなりません。これは初歩的な作業であります。繰り返しますと、第1に生物種の分布状況、第2に環境汚染と破壊の現状、この確定を行う必要があります。

少し細部に触れていきますと、目下複数の市民団体が環境調査を行っています。また、全国的な環境破壊が問題となった時代、厳密には昭和48年に結成された泉南自然同好会は、泉南の将来を先取りした「泉南市の植物」という厳密な調査に裏づけられた本を出版しております。この本は、泉南市にとっては自然保護の記念碑的著作です。この本の趣旨は、自然の地域が減少しつつある中で、一度見失われると再び復元することができない自然を保護する端緒として、地域の植物の種類及びその遷移を調査することでした。残念ながらこの同好の人たちの努力は、政治には反映することなく終わったようです。

それから20年余りを経て、より深刻となった地球規模での環境破壊に直面する中で、人類としてそれぞれの地域において森や川、そこに生息する多様な生物種を守ることが現在問われ続けているわけです。今、四半世紀前の汗にまみれた調査を受けて、現在に至るまでの自然の死滅、その進行状況などを民間団体の協力を得ながら継承し、崩れ続ける自然の保全と復元を図ることを位置づけることは、人類の存続にかかわることであり、まさしく行政当局の高貴な使命の1つではないかと思います。ぜひそのような企画を提示し、自然保全に全市的に取り組んでいただきたいと思えます。考えをお示し願います。

次に、こうした環境保全の担当部局について、これまでの議会での論議では農林水産課に自然保護係としてあるわけですが、これは現時点では極めて奇妙なものに映ります。なぜなら、旧来の農林水産課は、農業、林業、漁業の振興と保護のために設置されているのであって、それは言うならば産業振興のもとでの自然保護でしかなかったわけです。旧来の河川法が今法として成立した生物の多様性や景観保護といった観点ではなく、ことごとく治水や利水に限定されていたようなものです。したがって、今改めて

自然保護あるいは保全ということを行政課題として設定するならば、産業振興の道具としての自然保護ではない新しい形の設定が必要ではないかと考えます。現行の制度では、市民生活部の環境衛生課がそれを担うべきかと思いますが、現在のスタッフ人員との兼ね合いもあり、当局のお考えをお示し願います。

また、現在ダイオキシンの問題が全国的な問題として提出されてきております。厚生省は1つの規制の枠組みを設定しておりますが、改めて環境庁がこの枠を法律で規制する方向に動いております。私が数年前質問したときには、ダイオキシンは全く存在しないと、焼却場からダイオキシンの排出は全くないというふうに行政当局が断言しておりました。しかし、今広域的に改めて全国的問題となっております。改めて同じ質問をさせていただきます。

並びに、十数年にわたる野焼きの経緯が泉南市清掃事務組合にはございます。その点についても、同上のダイオキシン汚染についてどの程度調査されているのか。されていなかったとしたら、今後どういう形で調査されるのか、お示し願いたいと思います。

第3点として、行政改革についてお聞きいたします。

行政改革大綱が平成8年12月に出され、新年度を迎えたわけですが、幾つかの未完の問題について、その問題点を指摘させていただきたいと思っております。

第1に、事務事業として、幼稚園、保育所について児童数の動向等を勘案し、施策等のあり方について検討を行うとありますが、現状ではまだ明確に見えてきません。幼稚園、保育所問題について、どのような改革を行うつもりなのか。減少傾向にある児童数に対して定員数もまだそのままであり、その点については余りにも怠慢ではないかと思われれます。前議会でも申し上げましたけれども、この財政危機に主任、所長、フリーといった担当のない職員だけで2億円近くの人件費が投入されていることは、明らかに許容範囲を超えているのではないかと思います。もはや検討中ですかといった言葉ではなく、明確にその対策をお示し願いたいと思います。

幼稚園や保育所にはそれぞれの地域的特性や歴史があることは承知の上で、旧来の高度成長に依存した無際限な支出で、それこそ未来の子供たちに負担をかけないという観点から、市民の納得のいく改革を行っていただ

きたいと思います。

保育所については、近接する保育所があり、幼稚園については、平成8年度で教員3名に対して児童数が7名という幼稚園もあります。子供たちが多くの園児と遊ぶということも大切なことであり、バス通学により統合を行っていく時期に差しかかっているのではないかとと思います。統廃合等について、現段階での行政当局の施策のあり方をお示し願いたいと思います。

以上、後ほどまた自席で再質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（林 治君） ただいまの北出議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 細かい内容については担当部局よりお答え申し上げますが、環境問題の総括的な形での考えを申し上げたいというふうに思います。

地球温暖化、オゾン層の破壊及び酸性雨等、地球規模の環境問題は、将来の世代にわたり影響を及ぼすという時間的な広がり、一国の環境問題が隣接する他の国や全く離れた国の環境にまで脅威を与えるという空間的な広がりを持った問題になってきております。

これらの環境問題は、21世紀に向け真に豊かさゆとりを実感できる社会の形成を目指す我が国にとっても重要な政策課題であるばかりでなく、人類の歴史的経験を生かし、人類の生存基盤としての有限な環境を守り、次の世代へと引き継いでいくという人類共通の課題であるというふうに考えておりますので、この理念のもとに本市の環境行政も今後推進をしてまいりたいと考えております。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 北出議員の御質問のうち、まず都市計画の関係でミニ開発の関わりと、それと埋蔵文化財センター、道路網の整備、公園問題、それと自然保護について御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、ミニ開発の防止についてでございますけれども、このことにつきましては、現在道路や公園等の公共施設の整備が法的に図れる比較的まとまりのある開発が年々減少している傾向にあり、御指摘のような公共施設等の許容が困難な小規模開発等の土地活用が増加している現状であります。

これは、近年の住宅供給の需要に伴う宅地化によるものであり、短期間で供給できることによるものと考えているところでございます。

このような開発での指導としては、都市計画法での指導、法の許容が及ばない小規模な場合は、市の行政指導として開発指導要綱により行っているところでございます。また、一方で農住組合方式による緑住区画整理事業としての開発を市としては支援、推進しており、このことにより公共施設の整備ができるとともに、良好な住環境の土地活用が図れるものでございます。

したがって、今後におきましても、このような面的整備を取り入れた合理的土地活用を図る一方、細切れ開発等の防止としましては、全体計画を提示さすことにより行政指導の強化をより一層図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、埋蔵文化財センターの建設の関係でございますけれども、埋蔵文化財センターの建設に合わせて、あらかじめこれにふさわしい都市計画の網をかけることができなかつたのかという御質問でございますが、御指摘のとおり一岡神社周辺につきましては、史跡海会寺跡広場、埋蔵文化財センターと歴史的資源、文化的施設が集積する地区となったわけでございます。

同地区は、従前から府道和歌山貝塚線を境にいたしまして、海会寺跡側は調整区域、埋蔵文化財センター側は市街化区域で準工業地域の用途指定をしております。この用途地域の指定につきましては、し尿処理施設のある双子川浄苑など、同地区内の既存建築物の状況等を勘案して準工業地域としたものでございます。したがって、埋蔵文化財センターの立地により同地区の用途地域を変更することは、制度上困難でございました。

また、用途地域指定以外の手法による同地区の環境保全でございますが、風致地区、美観地区等の制度がございますけれども、いずれもポイントではなく、周辺部を含めたエリアとしての指定制度であるため、用途地域同様適用できない状況でございます。このため、同地区へのパチンコ店の出店に際しましては、都市計画法、建築基準法による規制でカバーをできない部分につきましては、開発指導要綱に基づく行政指導を行ったところでございます。その結果、広告塔の高さ、夜間における著しく奇抜な照明を控えさせるとともに、府道と歌山貝塚線の壁面部分に一定の意匠を施すな

ど改善を行わせたところでございますが、本件につきましては、今後ともパチンコ店の改築等の機会をとらえまして指導してまいりたいというふうに考えております。

次に、道路網の整備でございますけれども、議員御質問のうち、市内幹線道路、いわゆる市施行の都市計画道路事業についてお答えいたします。

まず、本市の都市計画道路事業の優先順位としては、着工以来二十数年経過いたしております砂川榎井線を今後早期完成の第一ということで考えております。当路線の進捗状況といたしましては、ネックとなっております大型工場の問題につきましても、補償工法の確定も進んでまいっておりますので、現在当該企業の代表と鋭意粘り強く交渉を続けているところであります。予定といたしましては、今後数年の間にこの問題を解決し、早期なる供用開始を目標にあらゆる努力を傾注してまいりたいというふうに考えております。

次に、優先順位といたしましては信達樽井線を考えております。本線は、JR和泉砂川駅からりんくうタウン内の泉佐野田尻泉南線に至る延長2,710メートル、標準幅員20メートルの幹線道路であり、本市の交通拠点のJR和泉砂川駅から国道26号線や旧26号にリンクし、南海本線樽井駅地区を經由し、りんくうタウンとを結ぶアクセスとして、地域交通網の根幹となるべく新旧一体となったまちづくりの都市軸として整備を行っております。

第1期工事といたしまして、国道26号線から市役所前までの間251メートルは平成7年4月に完成し、供用開始もでき、市民の利便性の向上に寄与しているところであります。

第2期工事といたしましては、旧国道26号線を起点に南海本線と立体交差をし、旧防潮堤までの742メートルの区間を予定いたしております。当該区間につきましては、既に本年3月には都市計画法の事業認可も取得できましたので、今後は当面の間、当該区間の先行取得用地の事業消化により事業継続を図ってまいり所存でございます。その間、砂川榎井線の完了をもって当該路線の事業消化に全力を傾注してまいりたいと考えております。

都市計画街路事業の主なものの優先順位等につきましては、以上でございます。

次に、本市の道路網の整備の基本的な方針を説明させていただきたいと思っております。

本市は、関西国際空港の開港、りんくうタウンの建設などにより新しい時代を迎えることとなり、国際化、情報化、価値観の多様化などさまざまな面で大きく変化しつつあり、21世紀を展望した新たな発展を期すべく将来の方向を見据え、都市の骨格としての道路網の整備を促進するとともに、通過交通や地域内交通など性格に応じた適切な分離と体系的な道路整備を図る必要があります。また、水・緑・夢あふれる生活創造都市泉南の実現のためにも、道路緑化など魅力ある道路の整備を図る必要があると考えております。

まず、具体的には、第1点目といたしまして、広域的幹線道路の整備であります。大阪府南部地域と和歌山県及び京阪神都市圏を結ぶ広域幹線道路といたしまして、未供用の路線も含めて、国道26号線、近畿自動車道松原すさみ線、泉佐野田尻泉南線、樽井男里線、泉南岩出線及び大阪岸和田泉南線があります。

2点目といたしましては、市内幹線道路の整備であります。広域的幹線道路とのアクセスや市内の主要拠点を結ぶ道路として、未供用の区間も含めまして信達樽井線、市場岡田線、榎井西線、岡田吉見線、砂川榎井線及び中小路岡田線がございます。

3点目といたしましては、生活道路の整備であります。市民の日常生活に密着した住宅内道路や駅周辺的生活道路については、利便性の向上、防災上の観点からも、緊急性の高いところから整備を進めることと考えておりまして、幹線道路とリンクさせた事業プログラムを構築し、整備手法については面的整備等を勘案しながら検討していく必要があるというふうに考えております。

4点目といたしましては、歩行者空間の整備でございます。市街地における歩行者の安全性を確保するための既設歩道のバリアフリー化も含め、歩道整備の促進を図る必要があると考えております。

5点目といたしましては、魅力ある道路の整備であります。道路の緑化や照明等修景施設の整備を進め、舗装や道路構造物に工夫を凝らすとともに、ストリートファニチャー等の設置を行い、潤いと魅力ある道路空間を創出していくものと考えております。

以上、5点を基本方針といたしまして、今後年次的に道路網の整備について努力してまいりたいというふうに考えております。

次に、公園の問題についての御質問でございますが、一部利用者が優先的に使用している状況と、市民の皆様へ安全な公園の提供の御指摘と存じますが、現在本市では、都市計画公園、宅地開発によって設置された公園、ちびっ子広場等合わせて80カ所ございます。これらの公園につきましては、それぞれの公園の特性等も考慮し、お子様から高齢者の方々まで幅広く利用していただけるよう、また老朽化した公園の安全対策等、施設の更新について努力しているところであります。今後についても、これらの方針に基づき維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

これからの公園施設等の整備についてでございますけれども、公園の新設は、市民の方々のニーズを踏まえて、街区公園、近隣公園等公園施設の内容、規模、適地の選定等を行い、都市計画決定等の法的手続、さらに用地や財源等の確保、さらに市内を取り巻く厳しい環境の中で総合的に検討して推進してまいりたいというふうに考えております。

次に、自然保護についてお答えをいたします。

動植物の分布調査については、現在大阪府等において野鳥等の分布等の調査を行っているところでありますが、ある程度限られたものであり、市として総合的なデータを把握していないというのが現状でございます。

そこで、市域の動植物の分布調査をすべき時期に来ているのではないかと御指摘でございますが、分布調査は、現状を把握し、今後の自然保護対策の基礎資料になるものであり、自然保護の一環として重要なものであるというふうに認識をいたしております。しかしながら、調査につきましては、十分方向づけをした上で実施する必要があると思われまので、今後十分検討さしていただき、検討課題として取り組みたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（林 治君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 自然保護担当の所管に関する件で、農林水産課より環境整備課の方がふさわしいのではないかと御意見でございますが、従前から自然に対しましては、議員御指摘の利用とか、また自然と対峙するという考え方というんですか、そういう形で進んできておるとは思いますが、最近では自然と共生をしていくというのが全分野で広ま

ってきつつある考え方ではないかと。そういった中では、自然環境と本市で密接につながっているのが農林水産課であるということ。また、それともう一つは、大阪府におきましては、自然環境の保全と回復にかかわる件につきましては、農林水産部の中の緑の環境整備室が所管してございまして、日常業務におきましても緑の環境整備室と関係してございますのが本市では農林水産課であるということで、事務連絡上も現行でいいのではないかと考えております。

ただ、御指摘の自然保護につきましては、1課1係に任せる問題ではなく、やはり関係する課が連携をとって今後対応していく問題ではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 北出議員の環境問題のうち、環境汚染の実態について私の方から御答弁申し上げます。

泉南市域の環境汚染防止対策に現在まで我が方で積極的に取り組んできたところがございますが、その推進につきましては、大気汚染の常時監視システムを初め環境水質調査、また環境騒音調査等の環境監視体制により一定の役割を果たしてきたところがございます。

大気汚染の監視につきましては、泉南市測定局公害監視センターを設けており、また市内21ポイントにおきまして年4回、窒素酸化物、一酸化窒素、二酸化窒素の測定を行ってきたところがございます。市内全域の測定結果につきましては、すべて環境基準値内でございます。また、水質につきましても、年三、四回定期的に健康項目、生活環境項目、特殊項目等42項目の検査を行い、監視しているところでもございます。

環境整備課といたしましては、環境の破壊実態調査は現時点では行ってはおりませんが、特に二酸化窒素は酸性雨の原因要素であり、二酸化炭素は地球の温暖化現象の一因であることから、今後も引き続き監視に努めるとともに、あらゆる環境面において関係ある部局と連携を密にし、自然保全について積極的に取り組んでいきたいと考えておる次第でございます。

次に、焼却場とダイオキシンの件でございますが、焼却場のダイオキシンの現状につきましては、昨年7月に厚生省から、ごみ処理に係るダイオキシン類の排出削減を図るため、全市町村の清掃工場に対し、排出実態総点検の実施について通知があったところがございます。それに基づき、泉

南清掃工場におきましても、昨年１２月にダイオキシン類について調査、分析したと聞いております。その分析数値につきましては、排ガスで３ナノグラム、飛灰で２８ナノグラムと報告を受けてございます。

私ども清掃課におきましても、ダイオキシンの排出抑制を行うため従来より分別に取り組んできたところでございますが、さらに抑制するため、平成１２年度からプラスチック容器の分別、減量等を実施してまいりたいと考えております。

以上で私の答弁を終わらせていただきます。

議長（林 治君） 赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 北出議員の御質問の中で、行政改革の関係で幼稚園の統廃合ということの教育委員会としての基本的な見解をというふうな御質問であったというふうに思いますので、御答弁を申し上げたいと思います。

平成９年度の４月現在における市内９園における園児の数は５６０名でございますが、御指摘のように、９園における人数の面ではかなりアンバランスが生じてきております。議員御指摘のように、子供たちの集団の中での成長という教育的な観点という面もございまして、また文部省が提唱してきております３歳児保育等の問題も含めまして、本市における就学前教育の基本的な方向を検討する時期が来ているというふうに認識をいたしておるところでございます。したがって、校区問題とも関連がございますので、これとあわせまして、教育委員会内に検討委員会をことし中に設置をいたし検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 私の方からは、北出議員御質問の行政改革の保育所の問題について御答弁申し上げます。

保育所は、子供の権利を尊重し、その個性と豊かな可能性を發揮し、健やかな成長が図られるよう発達段階に応じた適正な保育を行うとともに、親の就労、自立を支援すべく施設として設置されたものであり、この精神は尊重してまいりたいと考えております。

しかしながら、本市においてはここ数年、入所児童は増加の傾向にありますが、一方全国的には少子化の傾向にあり、本市としても今後大幅な増

加は見込めないと考えており、御指摘のように定数と入所児童数が大きく乖離しておりますので、実情に即した定員の適正化については検討してまいりたいと考えております。

なお、統廃合につきましては、さまざまな問題を包含しておりますので、慎重に検討を加え対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（林 治君） 北出君。

25番（北出寧啓君） それでは、環境問題から質問させていただきます。

今の御説明で、農林水産課で、大阪府の場合は緑室があるのはよく存じております。緑室の考え方というのは、先ほど私申し上げさせていただきましたように、自然との共生ということが基本的な考えになってきているのかなと思います。ただ、それが市町村の自治体において、そのことが十分把握されているのか。あくまで産業の振興の捕捉物として自然保護という、旧来はそういう形であったと思うので、その点について考え方を改めてちょっと述べていただきたいと。今後の泉南の環境保全を行っていく農林水産課、自然保護という形でのお考えをもう少し述べていただきたいと思います。よろしく。

議長（林 治君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 農林水産ですね。いわゆる1つの産業的な課の中に自然保護があるのが不自然じゃないかということだと思うんですけども、本来的に組織的には分離するのが望ましいかとも思うんですけども、本市におきますいわゆる市の規模、また職員数、組織ですね。その1つの限界がございまして、やはりある程度ふくそうする部分について、1つの課の中でやっていかざるを得ないという制約というんですか、そういう部分があると思っております。ただ、そういう中でも、産業的な面とは分掌的には別に自然保護という位置づけを明確にしながら農林水産課の中で対応をしていただきたいと、そういうふうに私どもは思っております。

議長（林 治君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 申し上げたように、別に農林水産課で構わないんですよ。だから用語としても自然保護じゃなくて、例えば自然保護というのは、ちょっと共生という観点からすると若干ずれがありますので、そうい

った全体的な考え方をもう少し市として提示していただきたいと。今後、その辺を作業していただきたいと思うんです。

それと、もう1つは、いつも申しておりますけども、下水道部とか事業部の工事の過程において、自然保全という観点が全く欠落した場合が多いので、それを統合的に、事業部なり下水道部等が自然保全という新しい環境危機の時代の理念を確認した上で、各工事に入っていただきたいと思います。その点だけちょっと確認さしていただきたい。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 最近、特に自然保全とか環境の回復とか言われております。大阪府においても、そういう条例の中でうたっておるわけでございます。大阪府もそうでございますけれども、我々としても土木工事を行っているわけでございますから、当然自然破壊とか自然の形態を変えていくということになるわけでございます。そのような中で、どのようにして自然と共生した形でそれをつくり出せるかということについては、当然我々としても今後研究していかなければならないと思いますし、特に山間部とか大きな河川につきましては、当然自然型の河川工法とか、その辺の工法についても取り入れていかなきゃならないというふうには考えております。

ただ、事業を行うにおいては、国費事業でございますから、当然国のそういう自然の関係の基準に適合するかどうかという問題もでございます。その辺は今後とも十分検討した中で、極力自然回復型について我々としては取り入れていくということで考えておりますので、御理解願いたいと思います。

議長（林 治君） 北出君。

25番（北出寧啓君） それと、先ほど部長もおっしゃられた、今後自然の現状調査、泉南市の生態系の現状調査については、これから十分検討するという形で発言なされた。市長、この点いかがでしょうか。だから、行政部局としては、人件費の問題もいろいろございますので、限界があると思います。ただ、やり方としては、審議会とかいろんな形で市民の民間学者のような方に参加してもらって、それでデータを集約して本市がまとめるというような形の委員会とかができないものか。ちょっとお願いいたします。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど質問の中で北出議員が紹介されました「泉南の植物」という、杉野先生とか岬の里中先生初め、そういう同好グループが実際に調査をされて書かれました非常に貴重な書類がございます。私も持っております、拝見をさせていただいておりますが、そういうのも参考にしながら、今後市としてできるだけ——これ、かなりの、やっぱり足で稼ぐといいますか、足で調べないとわからない部分が相当あるというふうに思いますから、なかなか行政単独でということは非常に難しいかというふうに思いますので、もしそういう自然保護同好会とか、あるいはそういう御専門の方が身近におられるとするならば、そういう方々の御協力もぜひいただいて、今後そういう調査といいますか、市内のそういう植生なりそういうことについての取りまとめをしていくような方向で検討をしてみたいというふうに存じております。

議長（林 治君） 北出君。

25番（北出寧啓君） じゃ、よろしく願いいたします。

それと、ミニ開発に関しまして、先ほど部長が触れられました全体計画の提示をさすということが、これができるのかどうかですね。現状を見てみますと、2,000平米ぐらいのを500ぐらいに細分化して、毎年改めて計画を提示すると。全体の枠組みは一定事業部でもわかっていながら、そういう形で細切れに出されて、それに応じざるを得ない、許可を出さざるを得ないという構造が現在の法体系の中にもあると思うんですけれども、今おっしゃられた全体計画の提示というのはかなり大きなことなんでございますが、その点について、もう少し詳細に御説明いただきたいと思えます。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 北出議員の御指摘でございますけれども、現実には、当然開発が上がってまいりますと、その開発の形態の道路のとり方等によりまして、まだ広げられる形態になってるんかどうかなというような状況を審査した中で周辺の土地の調査等も行わないかというように考えておりますし、その場合、その関連の企業とか同一地主が所有の場合は、当然その辺の経過についても出してもらわなければという行政指導は、我々としてはやっていかないかというふうに考えておりました、その規模に

よっては、当然接道とか公園の面積等についてもチェックをしていかなければならない問題だというふうに考えておりますので、その辺については今後とも慎重に取り扱っていきたいというふうな考え方で申し上げたわけでございます。

議長（林 治君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 部長、簡単に言いかえて質問させていただきますけれども、現在の細切れの500平方メートル未満のミニ開発を泉南市の都市計画の観点から一定とめるとか、そういう政策的展望はあるのでしょうか、その点お聞かせ願います。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） お答えいたします。

手続的にはとめられないんじゃないかというふうに考えておりますから、当然その中で周辺に泉南市の何かの計画等がありましたら、それに整合させていただくような形での話し合いというのはやっていけるんじゃないかというふうに思いますが、現実としては法律的にはとめられないというふうに考えております。

議長（林 治君） 北出君。

25番（北出寧啓君） そこが法の現在の限界だと思うんですけれども、もう少し枠組みを広げて考えていきますと、住居の細分化、使用地域が区分されておりますけれども、前回の変更のときにも申し上げたんですけれども、改めて準工地帯等の地域分けをもう少し細分化して、この間の埋蔵文化財センターのようなことが起こらないような手だてを新しい都市計画の中で、まちづくりの中で考えていらっしゃるのか、いらっしゃらないのか、その点をどうされるのか、少しお聞かせ願いたいと思います。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 現状では、用途地域が細分化されてからまだ新しいという中で、府も市もその動きについてはないわけでございます。そのような中で、今後どのような取り扱いをするかということについては、我々としても十分研究はしていかなければならないんですけれども、その中で市街化区域の線引きの見直しとかそんなんがあれば、また当然用途地域についても一部変わる可能性もありますけれども、用途地域以上にまだ網をかけられるような検討ということについても、これから我々としても研

究していかなきゃならん問題だと思えます。

ただ、その網をかけるにつきましても、当然地域の合意というのが要りますから、なかなか一朝一たんに行くものではないと思えますけれども、その辺についても、今後とも我々としては研究していきたいというふうに考えております。

議長（林 治君） 北出君。

25番（北出寧啓君） そこは前向きによろしくお願いいたします。

これ、平成元年に出された泉南市の全体のまちづくり計画ですよ。これ、改めて次の段階で出すような計画がございますか。ちょっとその辺だけ、市長、お聞かせ願いたいんですけれども。総合計画……。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 総合計画につきましては、平成元年から2001年ですか、めどにということで策定をしております、相当日も経過をいたしておりますので、ローリング見直しをしていきたいというふうに思っております。今年度は特別にそれ専門の予算は計上しておりませんが、担当部局で現在までの進捗状況とか、あるいは課題解決に至っていない部分とか、あるいは見通しが立っている部分とない部分、そういう一定の整理をすることにいたしておりますので、今後それらをベースに見直しをしていきたいというふうに考えております。

議長（林 治君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 総合計画は平島市長の時代でございますので、また向井市長として改めて御提示願いたいと思えます。

それで、次、保育所、幼稚園の問題を若干質問させていただきたいと思うんですけれども、何度か言わしていただいたんですけれども、フリー保育母ですね、泉南市が一応統計的に見ますと3名だと思うんです。阪南市とか各近隣の市町村、今ちょっとデータを手元に持ってないんで申しわけないんですけれども、大体1名というふうに記載されている。泉佐野市はちょっとデータがございませんが。旧来、どういう経緯の中で泉南市が突出して3名という形で多くなってきているのか。実際、その任務分担、機能、そういったものがどういうふうに現段階で位置づけされているのか。財政危機の中で、いろんな形でできる限りの削減はやっていかなきゃならないという観点。当然、よりよい保育ということでは限りなく多ければいいわ

けでしょうけれども、財政負担の問題もあり、将来の子供たちにより一層負担をかけていくという逆にそういう観点もございますので、そういう点からお答え願いたいと思います。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 現在の保育所のフリー保母の体制について御説明申し上げます。

先生御指摘のように、現在泉南市の各保育所にはフリー保母を3名配置しております。このフリー保母につきましては、以前もお答えしたと思うんですけども、例えば現在週休2日制をとってきたという経過もございます。それと、あと事務的な事務を例えばこのフリー保母の方にやらせてもらうということがありまして、現在その3人体制をとっているというところでございます。

そして、このフリー保母につきましては泉南が3人ですけども、ほかの市も、例えば門真市さんでありますとかそういうところにつきましても、フリー保母を3人やっぱり配置しているという団体もございますので、その辺も今後は参考にしながら我々も検討していくということにしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（林 治君） 北出君。

25番（北出寧啓君） それと、もう1つ確認させていただきます。

谷部長も前回にも発言していただきましたけれども、定数の見直しから補助費を上げていくということ、この施策がいつごろから——来年度から施策可能でしょうか。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 保育所の認可定員の適正化につきましては、現在行政改革の方針にもうたっております。そして、現在この保育所の認可定員の問題につきましては、先ほど先生もおっしゃられましたように、国庫補助金の児童1人当たりの保育単価というところで我々も検討いたしております。特にこの保育単価につきましては、保育所の規模が小さいほど1人当たりの保育単価は高くなっているというのが現在の制度でございます。

ただ、この保育所の定員につきましては、今後こういった形の——定員を削減するという形になると思うんですけども、その定員の規模を一体ど

れぐらいにしたらいいのかという大きな問題がございます。そして、あとその規模あるいは現在持っている施設について、例えば保育室でありますとか、そういったところの大きさ、収容能力の問題ですけれども、こういった収容能力の問題も今後検討していくということでございまして、それとあと事務的には、例えば定員を見直す場合には、府あるいは国の方に実際に事務を定数の問題で上げていかなきゃならないといった問題がございますので、この問題を解決するについては、まだもう少し時間が必要かと我々は思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（林 治君） 北出君。

25番（北出寧啓君） 幼稚園について検討委員会をつくられるということで、いつごろから——基本的な骨子ぐらい、発言できる範囲でちょっと御説明いただいたらと思います。

議長（林 治君） 梶本教育指導部長。

教育指導部長（梶本邦光君） 検討委員会を大体いつごろをめどに設置をするのかという御質問でございますけれども、教育委員会としては、なるべく早急に検討委員会を設置いたしまして、統廃合の問題、これは校区の問題と連動をいたしますので、校区の問題等も含めまして統廃合について検討をしていく委員会、これを今年度中をめどに設置をしていきたいなというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（林 治君） 北出君。

25番（北出寧啓君） ダイオキシンの問題なんですけれども、現状報告、細かい数値もある程度出されてきていますので、これは厚生省からさらに環境庁の法策定ということになっていってまますので、あとその指示の中で自治体が動かれると思うんですけれども、さっき質問をさしていただいたこれまで十何年の野焼きの歴史の中で、ダイオキシンの地中沈殿というのは相当あると思うんです。僕が何年か前に質問したときに、一切そういうことはないというふうにどなたか答弁されたのは記憶に生々しいんですけれども、今改めて、ここまで来ましたから、土中のダイオキシン調査は、これは最低していただきたいと思っておりますので、実際運用の過程は清掃事務組合だと思うんですけれども、部長の方から御説明、発言を求めます。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 北出議員の再度の質問で、清掃工場内のダイオキシンの土壌残留濃度の分析については、私どもより清掃事務組合に対しまして、ぜひとも測定項目に加えるよう強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（林 治君） 北出君。

25番（北出寧啓君） あと何分ございますか。

議長（林 治君） あと5分ですね。

25番（北出寧啓君） それと、公園課にちょっとお聞きしたいんですけれども、公園の場合、各地域ごとに特性はあるとは思いますが、例えば一部地域ではゲートボール場にかなり運用されていて、子供たちが遊べないとしても帰れと言われるというふうなこともよく耳にしますので、その辺の管理はどうなっているのか。新しい公園策定の中で、ゲートボール場というのは本来別個にすべきなのではないかと思うんですけれども、それが重なっている場合もあると思います。その点、公園課の御説明を受けたいと思います。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 公園の中でも、特に開発等で引き取った公園については、かなり狭い面積しかないわけですね。そのような中で利用していただいているわけでございますけれども、当然俵池公園のような大きなグラウンドの場合は、専有使用する場合は使用許可という形でそういう手続はとっているわけでございますけれども、開発等の引き取り公園については、そういう手続なしに周辺の方が常時使っているという状況でございます。

ただ、当然1つの団体が専有して使用するということもいかなものかと思えますので、当然自治会等で管理している分につきましては自治会等へお願いをいたしまして、時間的にそういう融通がつかないかどうかということで、皆さん方が使っていただくような公園として運営できるように努力はしてまいりたいというふうに考えております。ただ、現状ではかなり面積が狭うございますから、なかなか常にそういうぎくしゃくした問題が出るわけでございますけれども、今後もその辺については十分注意した中で自治会と話し合いをさせていただきたいというふうに考えております。

議長（林 治君） 北出君。

25番（北出寧啓君） この問題については、公園課が各地域で自治会とかに一定の費用を出して管理してもらっているという部分があるんで、なかなか強く、一括したこうだという指針は示しにくいと思うんですけども、結局子供たちがなかなか公園を使えないという事件もよく耳にしますので、その点の強い御指導のほどをよろしくお願いしたいと思います。

以上、発言を終わりたいと思います。

議長（林 治君） 以上で北出議員の質問を終結いたします。

次に、6番 松本雪美君の質問を許可いたします。松本君。

6番（松本雪美君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の松本雪美でございます。1997年第2回定例議会で、大綱4点にわたって質問をいたします。

さて、150日間の会期を終えた第140通常国会で、公共事業や軍事費などのむだ遣いにメスを入れないまま、9兆円もの負担増を国民に押しつける97年度予算が戦後4番目のスピードで無修正で設立されたことは、大きな怒りであります。消費税増税、特別減税打ち切り、米軍用地特措法改悪、医療保険の改悪、労基法の女子保護規定撤廃など、国民の暮らしを脅かし、権利を奪う悪法が相次いで押し通されました。もともと自民党が衆参ともに少数という状況で臨んだ国会なのに、商業マスコミもところてん国会と批判をし、国会は言論の府でなく法案処理機関になったと言われるほど、日本共産党以外の諸党が国会審議より政権党との密室談合を優先させたオール与党政治を押し進め、政権参加の思惑から悪政への賛成競争に走ったことは、怒りにたえないことであります。

今国会に提出された消費税増税反対の請願署名は、昨年総選挙時以後ことしの3月まで1,200万人、医療保険改悪反対の署名は、この半年間でも何と1,800万人を突破し、悪政に抗議をする国民の運動は、とてつもないほど大きなものになりました。国会の場で国民の声を代弁した唯一の党である我が党は、自民党の悪政の押しつけと正面から対決し、国民の立場に立って建設的提案をし、奮闘しました。5月11日付の朝日新聞の社説では、「ところてん国会でいいのか」と国会の異常さを批判し、国会での日本共産党の異議申し立ては、民主主義の健全な機能として今や貴重であるとまで、その役割の重みを評価されたのです。

先日の大阪大正区での府議補欠選挙では、日本共産党の候補者が自民、新進を追い抜いて勝利をしましたが、これは日本共産党に共感を寄せてくれた人たちのオール与党の悪政への怒りと、暮らしを守るために頑張ってもらいたいとの大きな期待のあらわれであったのではないのでしょうか。日本共産党は、国民を苦しめる今の悪政の基盤を掘り崩す流れを今後さらに広げ、国民不在の翼賛政治を打ち破り、今後も一層頑張りたいと思います。

さて、泉南市政に対する質問へ移ります。

第1点は、林野会館の問題です。

私は、泉南市で生まれ育ち、この泉南市の移り変わりを長年見守り続けてまいりました。開発がどんどん進み、山が削られ、自然が失われていく姿を見ると胸が痛みますし、汚水の放流などで金熊寺川が汚れ、最近では蛍なども岡中地域では死滅してしまったことなど残念でなりません。私たちの住んでいるこの泉南市の豊かな自然環境を守る行政は、市政の担当者の大きな責任であると思います。緑地保全区域の共有林野地でのこれ以上の乱開発を食い止め、自然を守るという点からも、林野組合の果たす役割は非常に大きいのではないのでしょうか。市民がどんどん泉南市の林野での山歩きで森林浴を楽しめる憩いの場としても、林道の整備や松枯れ対策、また新たな植林などをやらねばならないことが多々出てきているのではないのでしょうか。泉南市の自然林の財産を宝物として守る仕事は、今後泉南市と共有林野組合との大きな仕事であります。

このような立場に立って、多くの人の意見も取り入れて、そうした組合運営をしていただきたい。共有林野組合に加わっている牧野区の一区民として、牧野で生まれ育った一区民としても、特に今後の対策に期待をするところです。

さて、このような立場から今回の林野会館建設の問題を考えることを基本において質問をいたしますが、市長は、林野会館の落成式、竣工式に招待を受け、そして祝辞を述べられたそうですが、既にこの会館は、決算委員会や産業建設常任委員会協議会でも違法建築物であると指摘され、大方の中身は明らかになっています。宅地造成規制区域、さらに市街化調整区域であるため建築可能な倉庫を建てるとして建築許可を受け、実際にでき上がった建物は、申請時の2倍の大きさの立派な会館であったこと。また、くみ取り式便所が水洗便所に変更され、さらに正式に市が給水したのは平

成 9 年 3 月 1 0 日。平成 8 年の 1 2 月 8 日の竣工式には水道が既に出ていたということで、3 カ月間の無断取水をしていたことも明らかになり、工事をした水道業者に 6 カ月の指名停止、3 カ月の公認停止の措置がとられました。なぜこのような事件を事前に防げなかったのかということです。

市長は、市政を担当するまで市職員として、特に長年事業部の仕事をされてこられた方です。都市計画課長、そして事業部長などなど歴任され、その酸いも甘いもすべてをかみ分けて把握されている方であります。市長は、調整区域に建設された今回の林野会館についてどのような見解なのか、聞かせてください。

2 点目は、まちづくりの問題です。

その 1 は、和泉砂川駅前整備は、泉南市のまちづくりの中心核をつくっていくという点でも大変重要な課題です。ライフ閉店後、多くの人から、早く気軽に利用できる店舗をつくってほしいとの訴えの声が寄せられています。特に、高齢者の方々は、ほかのスーパーへは遠くて行けないという悲痛な声もあります。最近、駅前通りでは高校生が自転車ではねられるという事故も起こりましたが、狭い道路上の駐車がふえて危険な状況があります。このままで放置しておくことはできません。

市は、和泉砂川駅前再開発事業の再構築というようなことに取り組み、あくまでたたき台だと言いながらも、このたび事業計画案を一定まとめたものとして準備組合の総会でも示し、そして先日の駅前特別委員会でも私たちに資料を配付していただきました。駅前通りで商売をしている権利者もしていない権利者も、命の次に大切な自分の財産の形態が根こそぎ入れかわり、生活のすべてをかけねばならない再開発事業は、決して弱い権利者を追い出す計画になってはならないことです。再開発計画のたたき台が発表され、このような重大問題のときに、準備組合の総会に参加をされたのは、37 人中 10 人しか出席していません。もちろん委任状はありましたが。こうした状況は一体なぜなのでしょう。

また、計画の中身は事業総額で 100 億円余りとなっていますが、市財政へ与える影響も相当大きいものになるように思いますが、この計画の成功は可能性があるのでしょうか、お聞きをいたします。

その 2 は、大苗代のリバー産業の住宅開発についてですが、マンションから 27 戸の住宅にと変更され、改めて事前協議に入っていることですが、

開発地は山の粘土のむき出しのままです。木を切り、地面を削り込んでその土を海営宮池の護岸補修へと使っておられます。削り取られた付近の住宅に住む方たちは、大雨が降れば地盤が緩むのではないかと大きな不安を隠し切れません。開発業者は早急にその対策を講じるべきですが、このことについて市の考え方を聞かせてください。

3点目は、女性問題です。

先日幕を閉じた140国会では、女性にとって絶対許せない女子保護規定が撤廃されるという悪法が十分な審議もないまま強行採決されました。女性の深夜業の禁止、時間外労働、休日労働などの規制が外されました。このことで健康が維持できるか。残業、休日労働、深夜業を拒めば、退職に追いやられるのではないか。女性の肩に重くのしかかっている子育てや老人介護など、家族への責任を果たさねばならないのに、これでは働き続けられなくなる。パートや不安定雇用へと追いやられるのは必至です。総務庁の調査で、家事労働で妻は1日3時間11分、夫はわずかの13分と、こんな調査結果が出ていることを御存じでしょうか。

女子保護規定撤廃は職場の拡大につながると、このように言いましたが、男性と同じ時間の労働は、女性にとって決して平等ではないということです。さらに、7年の出生率は、夫婦2人からわずか4人と少子化が進み、高齢化社会への到来に将来の日本はどうかと大きな危惧を訴える人も少なくありません。ILO条約156号には、男女ともに平等に働き、子供にも人間らしい家庭生活を実現するために、男女平等の労働時間の規制がうたわれています。女子保護規制撤廃は、こうした世界の流れに逆行するものではないでしょうか。市としても、国に向けて女子保護規定の復活を私たちとともに強く求めていってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

さて、こうした状況にあっても、国の悪政から女性を守るための市政が進められなくてはなりません。女性プランの不十分さを補うための実施計画づくりが進められていますが、女性の働く職場、市役所や市内の企業での女性が働く場所での実態調査をして、そして施策に反映をと思うのですが、いかがでしょうか。経済的自立に向けて技術提供などできる研修会や、精神的自立を求める学習会などの実施についてもお答えください。

また、本年4月より樽井公民館で月2回、女性の相談窓口が開かれています。

ますが、さらに回数をふやすなど、充実に向けて今後対応していただきたいと思います。

第4点目は、六尾の野菜工場から発生する悪臭、汚水の放流による岡中地域での農業用水や住民生活への悪影響について、どのような改善策に取り組んでくださっているのか、お答えを願いたいと思います。

質問は以上です。また、自席より再質問をさせていただきます。

議長（林 治君） ただいまの松本議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目の林野組合の建物の件について私にということでしたが、竣工に際しましては、信達郷共有林野組合から竣工式に出席をしてほしいという要請をいただきまして、出席をしたものでございます。したがって、その時点で建物がどうのこうのということはもちろん念頭にはございませんでした。

それから、先ほど、私の経歴からして、そういうことはあらかじめ判断できたのではないかという意味の御質問でございましたが、この林野組合は、御承知のように農林に関する事務をやっておるわけですから、物によっては調整区域でも立地可能であるという認識は当然ございました。それからまた、内容によっては、その公益性というものが認められれば、ある一定緩和される要件もあるというのも認識はございました。

そういうことでしたから、特段そういうふうな住家を、一般的な個人の住宅を調整区域に建てるとか、そういうことでもあれば、あらかじめはっきりと、これはおかしいんじゃないかというのはわかるわけですが、場合によっては認められる可能性のある施設でございますから、毛頭そういう認識は当初からございませんでした。

以上でございます。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） まず、和泉砂川駅再開発事業について御答弁をいたします。

現在、駅前におきましてのライフ閉店後のさまざまな影響や交通状況等を考えますと、駅前整備の方向性をできるだけ早く明らかにしていく必要があるというふうに考えております。このような中、昨年度末の準備組合理事会におきまして、まず第1に駅前の整備方法として、現段階では再開

発事業がやはり最適であること、第2に3ヘクタールの区域全体を一度に事業化するのではなく、区域全体を分割して段階的に整備していく方法で事業化を目指していくという2点が確認されておりまして、これらの方針のもとで市及び準備組合で検討を急いでいるところであります。

具体的には、まず段階的整備の場合の区域のとり方や事業化の手順を想定し、それをもとに幾つかのケーススタディーを行って、建築物の規模、施設構成、資金計画やこれに伴う床価格等を整理し、現時点での事業成立の可能性及び問題点について明らかにしていきたいというふうに考えております。また、この作業と並行して、区域内の個々の権利者の方々の意向を計画に可能な限り反映していくために、事務局であります市が主体となりまして、個々に聞き取り調査等を行っていくことを予定しております。以上の作業をまとめた上で、その検討結果について準備組合と協議を行い、今後の方向性を定めてまいりたいというふうに考えております。

次に、大苗代の住宅開発造成の件でございますけれども、この件につきましては、以前はマンションでありましたけれども、戸建て住宅としての開発で現在事前協議の返却を行っているところでございます。

また、御指摘の土を取った件につきましては、五ヶ池郷水利組合より公有土地水面使用並びに工作物設置許可申請にて五ヶ池の堤体補強工事を行うべく、近接した土地を所有するリバー産業と五ヶ池郷水利組合との協議により行ったものであり、御指摘の諸問題につきましては、今後手続を進める上に当たりまして、開発者に対しましては、関係地元役員さん方と連携をしながら行政指導してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

議長（林 治君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 松本議員の女性問題について御答弁を申し上げます。

まず、1点目の女性が働く職場、市役所、また市内の企業での実態調査についてでございますが、本市職員に関する実態調査並びに市内事業所における実態調査について御答弁を申し上げます。

男女平等社会の実現を図るためには、行政を初め地域社会、事業所等あらゆる分野の取り組みが必要であります。とりわけ、行政職員は市民にとって身近な存在でありますし、女性問題解決の先導的役割が求められてい

るものと認識いたしております。そうした観点から見ますと、職員を対象とする実態調査は、今後の女性問題解決に向けての基礎資料を得るためにも大きな意味を持っているものであり、内容、方法等調査検討してまいりたいと考えております。

また、市内事業所における実態調査につきましては、調査趣旨、調査方法、集計・分析手法等検討すべき課題がございますので、今後の課題として受けとめさせていただきたい、このように考えております。

次に、女性自立に向けての学習会の件であります。女性の自立については、経済的、社会的、また生き方の問題として、さまざまな領域における自立が求められているものと認識いたしております。現在、人推部におきましては、女性問題アドバイザー育成講座等を開設し、子育てや労働、福祉等に関する学習や情報提供の機会を設けておりますが、今後とも就労しておられる女性を初めすべての女性の自立支援を図るべく、学習環境の整備、充実に努めてまいりたいと、このように考えております。

3点目の女性相談窓口の利用状況であります。近年女性を取り巻く社会環境は大きく変化し、保育、健康、就労、市民生活等さまざまな面におきまして、その問題解決を求める多様な相談ニーズへの適切な対応が必要であると考えております。そのために、女性問題の視点を踏まえ総合的な相談活動ができるよう、本年度5月より、松本議員が申されましたように、新規事業として女性相談窓口を開設したところでございます。

状況でございますが、現在月に2回、専門の女性カウンセラーによるカウンセリング事業を行っております。毎回、現在は一、二名の相談に対応しておりますが、今後とも周知方を図り、気軽に御利用できるよう努力してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 松本議員の御質問のうち、野菜加工工場からの汚水放流問題につきまして私の方から御答弁申し上げます。

野菜加工工場の件につきましては、以前より市単独、また大阪府と合同での工場立入検査や、水質改善、悪臭対策等の行政指導を行ってきたところでございます。そのような経過の中で、工場側も悪臭や水質改善に向け設備等の改善の検討を行っております。既に、一次保管のためのビニー

ルハウスの設置や工場周辺の土地の確保、またカットネギ等の残廃は一般廃棄物との見解によりまして清掃工場への搬入も可能となったことから、野菜工場より直接焼却工場へ搬入する予定であると報告を受けてございます。

今後につきましては、市といたしましても、大阪府との連絡を密にしまして、施設面で不十分なところを早急に改善を行うよう行政指導を行ってまいりたいと考えております。

また、水質につきましては、排水基準や関係法令に基づきまして、野菜加工工場から金熊寺川に放流される地点において採水を行い、水質汚濁防止に努めてまいりたく存じますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

議長（林 治君） 松本議員。

6番（松本雪美君） それでは、自席より改めて質問させていただきます。

きょう朝からも論議にありましたように、「ウエーブ泉南」では、「真相はどのようなのでしょうか？」とか、こういう問いかけをして、林野組合問題での「疑惑追及のウラに疑惑あり」と日本共産党に対して卑劣な攻撃を加える文章、こんなものが配布されたことには大きな怒りを覚えています。私は、こういう点できっちりとその真相をこの機会に解明するために質問したいと思いますので、お答えをよろしくお願いします。

まず、宅地造成規制法にかかわって、この林野会館が建った土地はそういう規制法にかかる土地ですから、当然宅地を造成するために設計やら工事を施工された業者ですね。それからまた、建築物を建設するための設計をした業者や、それから工事を施工した業者、これについてまずお答えください。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） これは泉南市の工事ではございませんので、我々としてお答えすべきかどうか、お答えしなくてもいいんじゃないかと。民間林野組合の工事でございますから、お答えは差し控えたいと思います。

議長（林 治君） 松本議員。

6番（松本雪美君） 議会で今まで、私も先ほど読み上げさせていただいた中でも言いましたように、決算委員会や、そしてまた産業建設の委員の

協議会ですね。ここでも当然資料も出されて、そしていろんな論議を醸し
たでしょう。それなのに、その中で出されている設計者や工事施工者、こ
れについて答えられないというのは、一体どういうことですか。どうい
うことですか。答えられないというようなことはないでしょう、ちゃんと文
書には出てきてるんですから。答えたくないんですか。隠すことがどこに
あるんですか。

議長（林 治君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 市といたしましては、やはりこの団体、林野会館です
か、建設した団体、いわゆる林野組合ですけども、公か個人かということ
になれば、個人という認識を持っております。そういう観点から、個人の
施工したものの業者名とかいうようなことは、やはり答えられない、公表
はできないという観点でございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 松本議員。

6番（松本雪美君） 個人という見解で答えられないと。おかしいですね。

17区の村が寄って共有林を持っておられて、その共有林を守っていこう
ということでできたこの共有林野組合。この組合が個人という見解につい
ては、私は納得できません。

そして、何であれこの問題は、泉南市でも市民の皆さんからも大きな怒
りがいっぱい寄せられていますよ。林野が財産処分するときには、当然泉
南市の議会の承認が要ると。公のものとして売買された土地、売られた土
地は、泉南市の市議会にお金が入ってきて、そしてそれをまた林野に出す
んでしょう。部落総有の権利ですわ、林野というのは。だから、私も牧野
区民ですから、牧野区民の一員として山には権利のある——私自身の個人
ですよ。牧野区の一個人として、位井山のマツタケ取りにいたり、山へ
入って芝を刈ったり、昔からそういうことができる区民として私はお尋ね
してるんですよ。どうですか。

議長（林 治君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） その土地自体、今松本議員の方から土地の所有権のこ
ともちょっと触れられたと思うんですけど、これは当然おっしゃるとおり
部落総有でございます。部落総有ということになれば、自治法的にも財産
区という形で当市が特別会計を設けまして管理をしている状況でございま

す。その土地自体が組合のものではないと、我々はそう理解をしております。組合自体の建物、これは当然先ほども答弁さしていただいたとおり民間という形で、民間のものを一公のところで、建てた業者とか、そういう関係の業者の公表はできないということを我々は考えております。Aさんの建てた分を業者はだれやというようなことがもし公の場所で質問なり出たら、それは答えられないということでございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 松本議員。

6番（松本雪美君） 林野組合は人格のない団体としてあくまで登記できないと、そういうことはわかっております。わかっています。しかし、私が今言ったように部落総有の財産として、これが泉南市で、先ほども私が言いましたように、これから泉南市の自然を守り、山をこれ以上乱開発させないと、そういう立場で物を言うときには、その部落総有の立場で泉南市民として、これは守らなあかん立場にあるわけですね。あなたが言えないんでしたら、市が言えないんでしたら、議会の方で提示されたこういう資料ね、私持ってますから、これで私の方から、それじゃ発表さしてもらいます。いいですか。

泉南市の共有林野組合の管理者は堀口武視さんです、開発者はね。そして、この建物を建てるときの宅地造成ですね。宅地造成を行った業者は、設計を行った業者は佐伯建築設計事務所ですね。田尻の方です。そして、このとき工事をされた業者が泉南市の旭工務店ですね。岡田の業者で、ここにいらっしゃる議員さんの御兄弟の方がやっておられると聞いてますけどね。

それと、この宅地造成をされたときには、当然その宅地造成の設計の中に、どういうものを建てるのかということで、予定建築物が倉庫ということで記名されております。そして、この建築物を実際に建てる時には、佐伯建築設計事務所がやったんじゃないかと、だれが設計をしたのかといいますと、町谷設計事務所ですね。それで、このときに工事をされたのは福重建設です。これは岡田の方ですね。

こういう形で、宅地造成をするための申請のときの建築物の設計をされた人ですね。実際に建物を建てる時には、その人が設計をせなあかんはずですね。ところが、その人がやったんじゃないかと——別であったにして

もそれはよろしいですわ。町谷設計がつくった設計ですね。その設計に基づいて建築物が建築されたわけですわ。これはあれでしょう、事前協議書の中で建築物の確認が出されてますね。これは事前協議書が出されてますね。町谷設計の事前協議書が出されてますね。これで建物が、佐伯建築設計がやったのは208平米ですわ。そして、町谷設計が建物の設計をやったのが412平米ですわ。この中身の違いをどのように考えておられるんですか。なぜこういうことが起こったのですか。そのことについて教えてください。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 先ほど松本議員が言われましたように、調整区域でございますから、まず宅地造成がある場合は宅地造成の許可をとらなきゃならないということで、その手続を行っております。その後、建築確認の事前協議を行った後、建築確認の受け付けを行っております。ただ、先ほど言われましたように、宅地造成のときの計画建物208平米と、建築確認で実際できた建物の大きさと違うということでございますけれども、当然我々の申請の中では、宅地造成のときに予定されておりました建物208平米については、建築確認のときもそういう建築確認で経由いたしておりますので、我々としては、なぜ変わったかというのは、発注者でございませぬのでわかりませぬ。

以上でございます。

議長（林 治君） 松本議員。

6番（松本雪美君） この建築を設計された両方の設計者も一級建築士がおられる設計事務所ですし、また建築物を建てられた業者は、もちろんAランクの業者さんですね、2業者とも。そういう人たちが市街化調整区域でこういうものが建てられるかどうかということについて、当然頭をひねられたと思うんですね。

もう1つ、原課の方にお聞きしたいのは、この市街化調整区域で建てられる建物ですね。これはどんなものかということをお答えください。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 調整区域におきまして建物を建てる場合は、開発許可が要ります。ただし、都市計画法の29条の2号ですか、「調整区域内において行なう開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令

で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行なうもの」については、開発許可は要らないということで手続を行っております。ですから、今回の建物については、これに該当しての申請ということでございます。

議長（林 治君） 松本議員。

6番（松本雪美君） じゃ、29条の2号、市街化調整区域で建てられるものとして、倉庫で申請されたということですね。それを府は受け付けたと。泉南市もそういう形で経由されてきた書類を確認されたと。そういうことであるならば、今建っている建物は、この29条の2に適用する建物ですか。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 当然、先ほど申しました29条第1項2号ですね。29条のただし書きの許可でございますけれども、それでは農業の関係ということでございます。ですから、今回の建物につきましては、過日の予算委員会等でも御指摘があり、4月11日に特定行政庁であります大阪府が立入調査を行った。現在、その内容について審査中ということでございます。

議長（林 治君） 松本議員。

6番（松本雪美君） 調査中ということですが、市の見解を聞きたいんですよ。この29条第1項の2に適用する建物ですか。もう一度教えてください。時間がないんですよ。ほかの質問もしたいですよ。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 当然、建物が申請と異なっているということでございますから、建築基準法にも抵触するんじゃないかということで、4月11日に大阪府が立ち入りを行っておるということでございますから、建築基準法なり都市計画法の29条に該当するかどうかは、当然答えは大阪府の方から出されるというふうに考えております。

議長（林 治君） 松本議員。

6番（松本雪美君） 違法建築物であるということを泉南市が認めたくない。29条の2に合うかどうかと、そういうことを聞かしていただいているのに、それに合うかどうかの返事はなくて、大阪府が今その調査中だと、見解を出すまでの状況ですと、こういうふうにおっしゃいましたけ

ど、それじゃ、手続の段階でどういう状況であったのかということで、私はすごくその部分についてもまだまだ明らかにされてない部分もあるんじゃないかなと思って、私は牧野区民の林野に権利のある一員として、ある林野議員さんにどういう状況であったのかとお聞きしたんです。そしたら、こういうものをいただけたんです。

これは何かといいますと、信達郷共有林野組合ということで幹事さんが2名名前を書いておられまして、そして平成9年5月7日の件に対する回答書と。こういうことで、今回5月7日にこの問題について論議をされたときに回答書が出てるわけですね。その回答書を出したのはどこかといいますと、町谷設計事務所です。この町谷設計事務所がどういうふうなことを言ってるかと。これね、ぜひ皆さんにも聞いていただきたいと思うんですけどね。（発言する者あり）

議長（林 治君） ちょっとお静かに願います。

6番（松本雪美君） これは、私は牧野の区民の一員として、牧野区の一員としてこういうものを林野議員さんからいただいたわけですからね。この地域は市街化調整区域であると。そういうことで、堀口管理者にこのことを設計事務所の方がお話しされたそうです。そしたら管理者は、建設に際しての了解は取りつけてあると、こういう返事をしたそうですね。そして、実施設計ということで事前に泉南市と協議をして、そして都市計画課の方にもそういう書類を見ていただくということで出したところ、泉南市の都市計画課から呼び出しがあって、林野組合の事前協議書はもう既に提出されていて、田尻町の佐伯建築設計事務所によって提出済みであると。だから、今回町谷設計が出した会館の図面とはまるで内容が異なるんやということで、泉南市の都市計画課からこういう説明を受けたと、こういうふうに町谷設計事務所の方はこの中で言うておられるわけですね。

そして、その後、他の事務所の設計は取り下げるので、当社の設計図、図面を再提出したいと、こういうふうに泉南市に申し入れたら、市役所では、組合に対して了解し、大阪府にも出向いて了解を求めたのは、鉄骨2階建ての208平米の林業用種子保管倉庫であったと。このことがいささかでも変更をされたら絶対に認められないんだと、こういうふうに大阪府でも言われたと、こういうふうにご書いてるんですよ。だから、事前に泉南市の方に町谷設計さんが市街化調整区域の412平米の設計図を持って、

これで事前協議をしたいからと、こういうことで来られたら、これはできませんと。泉南市の方にも、わざわざ呼び出されたと書いてますよ。相談に来られたんですって。相談をして、また呼び出されたと。そういうことが、ちゃんと本人からそういう訴えがあるんですよ。このことについては、どのように私たちに説明をしていただけるんでしょうか。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 先ほど松本議員が言われましたように、宅地造成のときの設計事務所と建築確認のときの設計事務所が違います。宅地造成のときの事前協議の中にも、予定建築物が書かれておるわけですね。ですから、それに基づいて宅地造成をとった場合、引き続き建築をする場合、それに基づいて建築しなきゃならないというのが、これはもう専門家なら皆わかっているはずだと思います。ですから、それに基づいて我々としては、建築確認する前に泉南市の要綱に基づく事前協議を受け付けし、そして開発審査会で一定の条件をつけた中で経由をし、建築確認を受け付けたという経過がございますから、当然許可がおりるのは宅地造成のときの事前協議の中についていた図面ですね。1階が208平米ですかね、その形で進められてきたものというふうに解釈をいたします。ですから、そういう話はちょっと私自身は初めて聞くことでございますので、ちょっと承知しかねます。

議長（林 治君） 松本議員。

6番（松本雪美君） 事業部長の方は、そういうことは知らない。そういうことがあったということは知らない、こういうふうにおっしゃいますけれど、現実に町谷設計事務所の方でそうした泉南市とのやりとり、大阪府とのやりとりが赤裸々に訴えられておるわけですよ。そのときにちゃんと——私は思うんですよ。例えば、取り下げてでも新たに申請をし直して、今の林野会館が建設できる状況をつくり上げることに努力をされるのが泉南市の親切な指導なんですよ。そうじゃなくて、何としてでも一日も早く建設をしたいがために、この二重の宅地造成時のときにつけた設計書をそのまま、建物を建てるために、また町谷設計事務所が佐伯さんのやったものを見て、もう一度つくり直して建築の申請をしはったと。そういう状況をね、急いでそれをやらなあかんかったような状況が一体どこにあったのかと、どういう理由だったのかと、私はそういうふうに思うわけです。

よね。それが明らかに——だからそういう状況であったことは確認してください。

そして、私は、もう一度この建物が建った段階で、福重建設の方が大阪府に建築が完成したときの完了届け出ですね。そういうものをちゃんと済まされているのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思うんですよ。当然、都市計画法の36条でちゃんと定められた行為ですね。建築物を建てるときの手順の中の最後の手続ですね。そういうことがきちっとできているのかどうか。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 急いで工事せないかん理由ということでございますけれども、私どもの工事ではございませんから、その辺についてはなかなかお答えできないというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それと、完了届の関係については、泉南市は経由しておりませんので、確認はいたしておりません。

議長（林 治君） 松本議員。

6番（松本雪美君） 私は、事前に都市計画課長にもその旨はちゃんと調べて議会で報告できるようにしといてくださいと、こういうふうに言いました。私はちゃんと調べてあります。完了届は出ておりません。あなたの口から聞きたいと思って、お尋ねをしただけです。完了届が出てないということは、完了届の出せない建物を建てたということですよ。それはもうはっきりしてますよ。違法建築物を建てた状況というのは、もうこれではっきりしてます。

それから、私は、先ほども言いましたように、この建物も急いで建てるんじゃないくて、もっと法にかなうような形で——市長もおっしゃったでしょう。農業や林業のために必要な建物として、そういう手続、手順を踏んで認められるような状況をつくり上げるべきだったんじゃないかなと、そういうふうに思います。

これで皆さんが疑わしきは何とかと、いろいろなことを書いてましたけども、「疑惑のウラに疑惑あり」とかいろいろ書いてますけど、このことははっきりしましたよね。違法建築物であるということがはっきりしました。そして、それなりの対応をこれから厳しく行っていただきたいと。現

場のこの泉南市の市長も、それから担当者の方も、あの建物に入って、ちゃんと祝賀会にも参加されたわけですから、どういうものであったかということももうわかっておられることでしょうし、それはよろしく願いをしておきます。

まだ時間があるようですし、あと駅前の問題でお答えをしていただきたいと思います。

こういう駅前の段階的整備手法、ケーススタディーというのが出ております。これで泉南市としたら、これはあくまでもたたき台だということで計画を立てられたものですから、これがすべてではないと私も判断をしております。100億円の事業計画で、そしてちょっと先ほども都市計画課の参事さんと少しお話をさせていただいたんですけれど、泉南市が100億円のうちのどの程度、この再開発事業に対してこれから加わっていく場合、負担をせねばならないかということで聞かさせていただいたんですけれども、ちょっとその辺の泉南市の負担分がどの程度になるか、お答えください。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 先ほどの松本議員の御質問でございますけれども、泉南市がどの程度負担しなきゃならないかということでございます。まず、100億円のうち公共施設管理者負担分ですね。ケーススタディーその1での試算ということで御理解いただきたいんですけども、約38億でございます。そのうちの50%が市負担でございます。ただし、この50%の市負担分につきましては、100%起債ということになっております。

それと、一般会計補助金という形で25億ほど負担いたします。これは建築に対する補助でございますけれども、このうちの4分の1、約6億円を負担しなきゃならないということでございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 松本議員。

6番（松本雪美君） 今、御説明いただいたように、公共施設管理者負担金というのは、信達樽井線や砂川樫井線、区画街路の砂川岡中線、和泉砂川駅前広場など、そういうものをつくらねばならないということでの金額が想定されたわけですが、100%起債といっても、これが泉南市として負担せねばならない中身ですから、38億のうち19億ですね。

それから、一般会計の補助金ということで、これは事務費やとか、調査設計費やとか、土地の整備費やとか、いろいろかかっている分の補助金のうち、4分の1が泉南市の負担ということですね。6億円とおっしゃいましたから、総額にして25億円ほどです。25億円というお金が今泉南市で出せるお金かどうか。この再開発を行っていったときに、25億円が出せるかどうかということにかかわってくると思うんですよ。絵はかいたけれども、この絵が本当に成功できるものになるのかどうか。先ほども私が言いましたように、権利者としてもきちっとした生活再建ができるのかどうか、その辺のところがとても大きな問題だと思いますので、その辺の成功性について、市長の方からお答えください。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 再開発事業は独立採算制でやるわけでございます。したがって、事業の成立の見込みというものをあらかじめきっちりと把握していく必要があるというふうに思っております。

それから、今回の1期、2期という形で分けたというのは、3ヘクタールという非常に大きなエリアを同時にやるというのは、今の経済情勢から見て非常に無理があるという判断のもとに、準備組合におかれましても、1期として1つのケーススタディーを考えられたということでございまして、私といたしましても、先般の総会の際にも申し上げましたように、極めて妥当な考え方ではないかというふうに評価をしております。

そういう前提に立ってこの事業をやっていくときに、市として、特に経済的な負担というお話もございましたけれども、これは面的整備をして、それはなぜかといいますと、街路事業を面的に一気にやろうと。御指摘ありましたように、都市計画道路の信達樽井線あるいは砂川榎井線、あるいは区画道路、あるいは駅前広場というものを整備しようということでございますので、その効果は非常に大きいというふうに考えております。その中で、先ほど部長が答えましたような費用負担というのが生じるわけでございますけれども、これは単年度で生じるというものではございませんで、こういう面的事業をやっていく場合に比較的数年間で負担をしていくということでございますから、私どもといたしましては、もしこの事業を遂行するということであれば、市の最重要施策として位置づけまして、もちろん他の事業との整合性も図らないといけないわけでございますが、最優先

課題として重点配備をしていきたいと、このように考えております。

議長（林 治君） 松本議員。

6番（松本雪美君） 最重要課題と位置づけると、こういうふうにおっしゃいましたが、再開発事業というのは、当然ビルの床がすべて売却されて、お金が入ってこないとできないわけですよ。だから、この100億円のうち37%が保留床処分金ということで、床を売却する分に充てられる額ですから、そのお金が100%入ってきて事業が成功ですわ。だから、それがちゃんと処分、売れないと成功しないということですが、その辺のところについては、絶対的にこれが売り切れるという自信はお持ちでしょうか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回のケーススタディーでは、商業施設床をできるだけ少なくして、今の経済情勢から踏まえて、そして住宅を中心にやろうという1つの案でございます。したがって、住宅需要について、駅前の立地、あるいは面積、単価等ございますが、一定の需要はあると、ニーズ調査も含めてそういうふうに理解をしております。

ただ、実際事業をゴ－する場合には、あらかじめ、御指摘ありました保留床、特に住宅床については事前にその処分先を決めておくと。仮契約になるかどうかは別にして、例えば住宅都市整備公団でありますとか、あるいは住宅供給公社でありますとか、あるいは一般の住宅会社であるにしても、あらかじめこことこういう戸数あるいは面積、単価ならば可能ですよという合意を持たないと危なくてできないわけありますから、一般的にそういうやり方をやっております。

したがって、今回も住宅を中心にやるということは、比較的风险が少ないと。あるいは建設省の住宅プロジェクトという制度を利用して、できるだけ補助金をいただくということも可能だというふうに思いますので、安全に安全を見込んでやる必要があるというふうに考えておりますので、今後権利者組合の皆さん方とそのあたりも十分煮詰めた上で、きちっとした合意形成の上でないと進むべきでないと、こういう考えを持っております。

議長（林 治君） 以上で松本議員の質問を終結いたします。

午後3時45分まで休憩いたします。

午後 3 時 1 3 分 休憩

午後 3 時 4 7 分 再開

議長（林 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 和気 豊君の質問を許可いたします。和気君。

13番（和気 豊君） 日本共産党泉南市議員団の和気 豊でございます。私は、市民が主人公の市政、市民の願いを反映できる清潔な市議会の刷新を願って、大綱4点にわたり質問してまいります。

大綱第1は、市長の政治姿勢についてであります。既に我が党の成田議員から質問をしておりますが、私も再度贈収賄事件とのかかわりで質問してまいります。

去る6月16日、堀口、山内両議員を被告とした関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回に絡む贈収賄事件の初公判がありました。ここでの罪状認否の冒頭陳述では、200万円の賄賂が、向井市長が関西国際空港推進等を公約していたことから、反対決議はこれに反することになるため、多数派工作をする必要に迫られて贈賄したものであることが明らかにされました。まさにあなたの市長選擁立と当選に重要な役割を果たした堀口議員が、あなたの公約実現のために引き起こした事件でもあったことが明らかになりました。市長の見解を求めます。

また、200万円の工作資金の受け取りを全面的に認めている山内議員への税法上の措置についてもお示しを願います。

大綱第2は、関西国際空港全体構想と陸上問題についてであります。

その1は、全体構想推進に係る地元自治体への過重負担と、そのために避けられない住民サービスの低下の問題、切り捨てる問題についての対応についてであります。

その2は、運輸省が去る6月16日、陸上ルート案を発表してきましたが、これに先立ち横山府政は、5月29日のいわゆる関西国際空港の飛行経路等に係る専門会議の中間取りまとめを受け、6月3日、飛行経路問題について、現行の管制方式と運用化では昼間の処理能力は既に限界、今後の増便が困難、何らかの対応が必要とし、同時にハブ空港として育成していくために、発着処理能力など総合的な取り組みが必要との見解を示しました。この府の見解、そして運輸省の見解など一連の動きに対して、市長、あなたが市としてどのような対応をされてきたのか、明らかにしていただ

きたい。また、議会への意見聴取も欠かせない重要なことではありますが、このことに対してどう対応されてきたのか、お示しを願います。

大綱第3は、大型店の進出と地元小売業者への影響及び住環境などへの影響についてであります。

イズミヤ泉南市新家の出店への市の対応についてであります。市長は、去る3月18日付意見書をもって、事実上イズミヤ出店についての市のゴーサインを出されました。私は、これに関係して幾つかの質問をしてみたい。

まず第1は、地元小売業者への影響とその対策についてであります。

市は、イズミヤ商圈内の新家、一丘両地域の食料品消費流出額から割り出して共存関係が成立し得る根拠としていますが、これほど業者寄りの一方的な試算はありません。資本力に物を言わせて圧倒的な宣伝と顧客の吸引力を持つ大型スーパーと、地元の零細小売店の販売能力を同等に評価できないことは言うまでもありません。だからこそ、市も、昨年4月には、地元小売店への影響大として、990平米の売り場面積であっても現状の大型店の乱立状況から影響ありとして、おそれあり届を府に提出し、大店審の審議を要請されたのではなかったのでしょうか。スーパーの乱立に対して、地元小売業者もただ手をこまねているわけではありません。設備投資活性化資金など公的融資を活用して、店舗の全面改修など必死の経営努力で消費者の需要にこたえようとしてきました。買いやすくなった、品ぞろえが豊富になった、野菜・魚介類はスーパーより新鮮など、今評価が高まっています。

そこで、お伺いいたします。この1年3カ月の間、地元小売業者の皆さんが訴えてこられた地元小売店舗への影響について、どのように調査をし、その結果はどうであったのか、お示しをいただきます。イズミヤ出店後の共存関係は本当に成立をするのか、この点も具体的にお示しをいただきます。そして、何よりも大型店と共存可能な体力、活性化をつくり出す小売店舗振興策について、市の方針を具体的にお示しを願います。

第2は、イズミヤ出店が与える住環境への影響、とりわけ大型店出店に際し各地で問題になっている交通事情の悪化と、それが付近住宅街や医療施設等に与えるマイナスの影響についてであります。

まず、市の事実上のゴーサインであります3月18日付意見書について

お伺いします。府もこの意見書が出たことにより、建築基準法48条3項のただし書きを適用しての許可にかかわる手続に入りました。すなわち、公聴会と建築審査会を相次いで開催し、それを受けて去る6月19日、建築許可をおろしています。

ところが、この意見書は、だれが見てもその文面の起承転結が全く公文書としての体をなしておりません。この意見書では、開発地についての市の意見が述べられています。その内容のほとんどが交通問題など環境問題について否定的な見解を示し、用途地域に即した計画が望ましいとしながら、最後の末尾2行で、前段と何の関係もなくまさに唐突に、環境を害するものではないと結論づけており、支離滅裂も甚だしいものになっています。この意見書の提出経過を含め、この意見書の結論である末尾2行の良好な住居の環境を害するものではない、この点についての市の見解を具体的にお示しを願います。

大綱第4は、市民病院建設に向けての市の今後の取り組みについてであります。

特に、来年はその建設の障害になっている府保健医療計画策定10年、10年前の府医療審議会の結論でもありますように、10年目で抜本見直しを行うとあります。市の取り組みについてお示しを願います。

以上であります。

議長（林 治君） ただいまの和気議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目の件でございますが、今議会冒頭にも申し上げましたように、また午前中の質問にもお答えいたしましたように、今回の事件については、去る6月16日に第1回の公判が開かれております。その冒頭陳述の中で、関西国際空港全体構想反対決議の撤回に伴い、議員間において金銭の授受があったことが述べられております。当時、議員間において贈収賄行為があったとはいまだに信じられず大きな衝撃であり、非常に残念なことと考えております。今後、予定されております裁判によりまして事件の全容を明らかにし、二度とこのような事件が起こることのないように願うものでございます。

さらに、議員各位におかれましては、市民に対しての信頼を取り戻すべく、自助努力によりまして政治改革、あるいは政治倫理の確立に向けて取

り組まれますよう切に望むものでございます。

それから、和気議員が先ほど冒頭質問の中で言われました動機の部分でありますが、私どもが把握している内容とは違いますので、御指摘を申し上げたいと思います。正確にお願いをいたします。

それから、関西国際空港の全体構想の関係の陸上ルート問題でございませうけれども、昨年7月に、私ども泉州市・町関西国際空港対策協議会が運輸省から関西国際空港の現状と課題という説明を受けまして、その後極めて専門的な事柄であることから、大阪府に対しまして専門家による会議の設置をお願いいたしました。その中で、今回専門家会議の中間報告と府の見解ということに対してお示しがあったわけでございます。その専門家会議の中間取りまとめの趣旨を踏まえまして、大阪府独自の意見として、3点セットの基本的な考え方に基づいて適切に対処するよう運輸省に対して働きかけをされたものというふうに考えております。

その後、去る6月19日に、運輸省から泉州市・町関西国際空港対策協議会に対しまして、関西国際空港の飛行経路問題に係る総合的な取り組みについての説明があり、内容については一定聞かしていただいたところでございます。

私は、この問題の背景が3点セット当時の予測の甘さに加え、全国的な航空交通容量の確保に十分検討がなされなかったことに原因があり、当時の予測技術の限界があったことや、予測交通量を大幅に上回るような状況が生じたというやむを得ない事情があったにせよ、結果として当初の計画を変更せざるを得ないということにつきましては、まことに遺憾に思っているところでございます。

しかしながら、関西国際空港を単なる国際空港としてだけではなくて、日本を代表する国際ハブ空港に育て上げることは、我が国、とりわけ大阪、関西の将来にとって緊急の課題であり、臨空都市としての本市にとって必要なことと考えているところでございます。そのためには、支障となることは解決していかなければいけないと考えているところであり、その際には、安全性や環境面、将来の航空需要に対応できるかどうか科学的にも証明し、関西国際空港の原点でございます公害のない空港づくりの観点に立って、3点セットの考え方に沿って対応をしていく必要があると考えております。

なお、議会に対する対応という御質問もございましたが、私どもは、大阪府なりあるいは運輸省なりから手に入れました情報等につきましては、速やかに議会の方にも御報告申し上げ、また所管の委員長にもその対応について御相談を申し上げているところでございますので、当然今後議会に対しても十分なる説明も必要だと——これは運輸省からですね——というふうに思っておりますし、議会の御意見も十分尊重していく必要があるというふうに考えているところでございます。

議長（林 治君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 和気議員さんの方から御質問のありました200万円についての税法上の処理について御答弁させていただきます。

この200万円の税法上の処理ですが、個人が行った行為については、守るべき秘密に属する事項であると考えておりますので、地方税法22条の規定による守秘義務に該当すると認識いたしておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 和気議員の御質問のうち、イズミヤ泉南新家の出店について私の方から御答弁申し上げます。

イズミヤ出店問題につきましては、昨年6月本市議会におきまして全会一致で請願を採択していただいたところでございます。また、大店法に係る規制緩和の実施が平成6年5月1日より施行されまして、店舗面積1,000平米未満については原則出店自由となり、また大店法につきましては、市及び商工会が窓口になりまして、おそれありの申し入れを府にいたしました。効果が得られなかったような状態になりました。

市といたしましては、地元商店街がより活発な商業活動を展開できますよう商工会及び商店会連合会などと連携を十分とりながら、変化する消費者ニーズに対応するまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 私の方から、3点目の後段の方でございませうけれども、イズミヤ出店に対する市の対応ということで申し上げたいと思います。

まず、このことにつきまして経過を申し上げますと、平成7年の10月

16日に用途地域の変更が行われております。これによりまして当開発地の用途は第一種中高層住居専用地域と第二種中高層住居専用地域にわたったため、過半の属する区域、すなわち第一種中高層住居専用地域の適用を受けることから、建築基準法第48条第3項の許可申請が提出されたものであります。当開発計画は当然旧用途では可能であり、新用途でも一方の第二種中高層住居専用地域のみであれば可能であります。

市としては、許可申請の提出により、法による手続に従ってこれまで手続を進めてまいったところでございます。手続を進めるに当たっては、平成8年6月本会議での反対請願の採択、また出店を望む者の署名を添えた嘆願書、出店反対請願等の地元動向や、当該開発地付近での日常購買施設の立地が見られない等の状況や開発地周辺の状況等を踏まえた上で、当該計画について総合的に判断をして、特定行政庁である大阪府が開催した公聴会で市として意見を述べたものでございます。

当該計画について、予定建築物の敷地に対する建物の割合等を考えますと、十分な空間を残しておるといふこと、また建物を平家建てとして容積を抑えているために日照の問題、住環境への配慮が行われていること、さらには後背地周辺住宅地を考慮しての地域の利便性、これらを総合的に判断しての市としての見解であります。

また、発生交通による周辺道路等に与える影響の検討ということでございますけれども、当該開発地は府道大阪和泉南線沿いにあることから、申請者より交通量調査及び発生交通量の予測のもとで道路管理者との協議、さらに警察協議を経て駐車スペースの確保等、さらには交通誘導員の配置等を行政指導により行うことで、発生交通量による支障は少ないというふうに考えて意見を述べたものでございます。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 和気議員御質問の府保健医療計画の見直しへの市の対応について御答弁申し上げます。

大阪府の保健医療計画の見直しへの市の対応の御質問でございますが、和気議員も御存じのように、この保健医療計画は医療法に基づく制度であり...（和気 豊君「もうその辺はよろしい」と呼ぶ）昭和61年に医療法の改正により策定され、そして平成5年6月にその見直しがなされまし

た。そして、来年、平成10年の6月にまたその保健医療計画の改正というものがなされる予定でございますが、この内容につきましては、大阪府を4つの二次医療圏に分け、泉南市はその南部医療圏に属しておりますが、医療圏ごとに既存の病床数を計算し、二次医療圏で必要とされる病床数を比較し、既存病床数が上回っている場合、病床規制がなされるというものでございます。現在もこの病床規制が続いておりまして、原則的に公的病院の建設及び増床が不可能となっているところでございます。

しかしながら、病床規制の問題につきましては、公的な市民病院等を持たない市町村にとっては弊害になっている問題だということで、今後この保健医療計画そのものの見直しと病床規制緩和についても要望してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） まず、第1点目から順次お伺いをしてまいりたいと思います。

市長は、私の登壇での市長の政治姿勢に対する質問に対して、事実が違ふと、こういうふうにおっしゃったわけですね、特に動機の点で。どこがどういうふうに違ふんでしょうか。市長は傍聴に行かれたか。私、行ったんですよ。先ほどあなた成田議員に、傍聴に行ったかどうかと、えらいそれが大切なことのように切り返してこられましたけれども、私、傍聴に行ったんですよ。克明に私の能力の範囲でメモしてまいりました。その部分を私は読み上げたわけですが、どこがどういうふうに違ふのか。傍聴に行っておられないわけですから、その辺は答弁が至難ではなからうかというふうに百歩譲りますが、しかし違ふというふうに明確に、いやしくも議員の質問に対してあなたが答弁されている以上、その点についてははっきりと、どの部分がどういうふうに違ふのか、御指摘をいただきたい。

例えば、もう1つ動機があると。後援者からいろいろ批判をされると、そのことも1つの動機になったと。全体構想推進——関西空港建設推進ということになってますか、言葉ではね。それにかかわって——できるだけ忠実に言うてるんですよ。かかわって、それを公約に掲げている市長を推していながら、反対決議をそのままにしているのはぐあい悪いやないかという批判を受けた。これも動機の1つなんです。

しかし、もう1つ大切なのは、そういう関西空港建設推進の公約を市長

がしていたことから、そのことにとって、反対決議はこれに反することになる。こういうことで多数派工作をやったんだ、これが200万円賄賂の性格なんだ、こういうふうに言ってるわけですね。どこがどう違うんですか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私は傍聴に行っておりませんが、職員を行かせまして忠実にメモをとってきております。先ほど言われた内容と違うというのは、一言一句ここで冒頭陳述の内容を披瀝するというのはいかがかというふうに思いますので、要点だけ申し上げますと、1つは、当然私が公約していた全体構想、公約ですね、しておりました。それとこの反対決議というのは相反するというのがありますよ。ありますが、それはすべてにかかっているんじゃないくて、要するにその3月時点の話ですね。3月時点の反対決議をしたときのことを言われておりますでしょう。メモをされてますよね。6月の時点ではなくて、3月の時点でそういう反対決議を可決したことに対して批判を受けておったんじゃないかということになっておりませんか。そのあたりが違うと思います。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 日程的な問題がどうかということなんですが、大きくいえば反対決議の白紙撤回、これにかかわって議員間の金銭のやりとりがあった。それが公約実現のためでもあったと。こういう大意については、これは問題ないというふうに思うんです。

それで、要は、何か市長は客観的に、悪く言えば傍観者的な物の言い方をされるわけですが、あれだけお世話になって当選をかち取らしていただいた方に対して、余りにもつれない態度ではなかろうかと。私は、市長の政治姿勢、人間性の問題としてその辺はどうかと。一切かかわってないと、こういうことを強調せんがためにその点を言われているのかな。ということであれば、それはそれとして、また100条委員会等で市長にお聞きもしたいというふうに思います、具体的に。そういうことで、市長ね、その辺はあなたの人間性の発露、これがいみじくも出た答弁だと、こういうふうに理解をして、この点では時間がありませんので、次に行きたいというふうに思います。（市長 向井通彦君「議長、答弁」と呼ぶ）いや、私の感じです。

それと、もう1つ、空港問題で市長にもお聞きしたいと思います。先ほど答弁がなかったんですが、全体構想推進にかかわって地元自治体への過重負担、これが1期の事業に比べて約3倍に膨れ上がるわけですね、地元負担が。1期でも当初の1兆円というやつが1兆4,800億という額に、まさに4倍強の大変な額に——不等沈下の問題等がありまして、ジャックアップなんかの具体的な施策をやらなければいけない、こういうことになった。それで、大阪府の負担も膨大になった。その約3倍、2,095億というのが今回の府の持ち出しになると。今でさえ大阪府はりんくうで3,500億の赤字を出している。泉佐野コスモポリスで800億を超える赤字を出している。あるいは、空港に関連をした起債の返還でも300億を超える残起債がある。こういう大変な状況で、現実に大阪府の補助事業なんかどんどん切り縮められて、農家の皆さんの水路整備や農道の整備に大きな影響が出てきているわけですね。

そういうところから、現に泉南市も空港関連の事業に相当入れ上げて、市長がいつも言われるように行財政改革を断行しなければいけない。その断行の中身が、まさに住民のいわゆるサービスやニーズを低下させていく、切り捨てていく、こういう中身になっているわけで、この辺の全体構想にかかわって重要な問題、これをどういうふうに市長は考えておられるのか。この辺はやはり一言言ってもらわないと困るというふうに思うんですね。

それと、地域の共存共栄ということをうたわれながら、やはり第1期工事を総決算すれば、積み残しがどっとある。これはまだ、全体構想反対決議、これをやったときの状況とほとんど変わっていないように思います。若干、大阪府の済生会泉南病院の高度診断機能の問題では、これは当初の約束から大きく値引きされているわけですが、市の方の評価では一定前進していると。この程度ぐらいで、おくれたものだ。それから陸上ルートの問題に移っていくわけですが、公害のない空港と。これらの3点セットは、まさにあの81年の約束からすれば、本当にどこかへ置き忘れられたようなそういう状態であるわけですね。その辺の問題についても答弁がありませんでしたので、これはどなたでも結構ですが、基本的な政治姿勢の問題で市長からお答えいただいても結構です。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、先ほどの1点目の件でございますけれども、お

世話になったことは、私は十分それは認識をいたしておるところでございます。しかし、今回の事件というのは、それとはまた別の次元の話でございます。やはり犯してはならないことはどなたであろうとぐあい悪いわけにありますから、それはそれでやはり批判をすべきだというふうに思っております。

それから、こだわっておりますのは、いろんな感觸で物を言われる場合はそれぞれの差があると思いますが、冒頭陳述の内容というのは1つなんです。検察官が述べられたことですから。それは正確でなければいけないということでございます。それが午前中の質疑でもありましたように、若干違う部分がありますから、それは指摘をさしていただいているところでございます。これは、ここですべてその指摘をするというのは、冒頭陳述を読みかえるような形になりますから適切ではないというふうに考えますので、また後ほど私から御指摘をさしていただきたいというふうに思っております。

それから、関西国際空港1期のときに、当初の事業計画あるいは事業府費が大幅に増加したという問題は確かにございました。これは、特に沈下の問題ですね。沈下しないと言われていた洪積粘土層が沈下をするというようなこともございましたが、それに伴って当初考えていた以上の負担がふえたというのも事実でございます。

したがって、2期工事については、1期の経験を踏まえて、それらも十分予知した中での事業費の算定がなされているというふうに考えております。その中で、当然国あるいは地方、あるいはその他の財源を求めていくわけでございますけれども、大阪府としても一定の負担があるということでございます。これについては、私は、全体構想を推進していく上ではやむを得ない負担だというふうに考えております。ただ、これがまたぞろ大幅にふえるというようなことのないように十分監視をしていかなければいけないというふうに思っております。

それから、御指摘の1期事業の精査を今やっておりますけれども、特に都市計画道路等大幅に進捗した部分もございしますが、御指摘ありましたように、済生会泉南病院を中心にまだ緒についたというものもございします。これらについてはきっちりと履行をさしていかなければいけませんし、また2期対応の地域整備計画というものもぜひ作成をして、大阪府なり国に

その実施を求めていきたいと、このように考えております。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 府民や市民への行政水準の低下、いわゆる住民の願いを切り縮めていく、こういう問題についての発言はなかったようですが、結構であります。また、答弁されるときにお示しをいただきたい。

それで、運輸省の今回のいわゆる案の中には、大阪府もそのまま陸上ルート案、運輸省案を踏襲しているわけですが、航空路の混雑など思いもよらなかったと。こういうことで、この点では総ざんげをやっとるわけですが、この点では果たして当時のデータ、いわゆるシミュレーションとかコンピュータとか、そういう導入機器が十分ではなかったと。こういうようなことなんかも含めて総ざんげしているわけですが、運輸省には航空問題研究所というふうないわゆる附属機関なんかもあって、そこで科学的なデータの収集なんかもやっているわけですが、この当時のいわゆるデータですね、81年当時のデータ、これが果たしてどういうものだったのか。そういうふうなものを運輸省に要求していくと、行政として。こういうことも必要ではないかというふうに思うんですが、その点ですね。

それから、今回の大阪府の見解は、結局総合的な対応と、こういうことで、総合的に対応するという言葉の中でこの陸上ルートを受け入れていくと、こういうことになっているわけです。そして、住民に対する影響の問題についても、航空機騒音による障害が居住地域に及ばない等とする3点セットと、こういうふうに陸上ルートを否定した、いわゆる海上ルートに限り、こういうふうな言葉が全くここからは欠落している。いわゆる3点セットの歪曲があるように思うわけですが、この点でも大阪府のこの見解というのは非常に問題だ、こういうふうに思うんです。

それに対する市の対応ですね、これが今聞いていると非常に通り一遍。本当地元住民の環境を守ると、こういう立場からいえば、抗議さえしてもらわなければならないのではないかと、こういうふうに思うんです。もう3点セットで、飛行経路の計画では沿岸部の居住地域への騒音影響を考慮して努めて海上飛行し、陸上上空を飛行しないこと、こういうことではっきりと言っているわけですね。ところが、運輸省の回答等では、低高度で陸地上空を飛行しない、この部分だけで、海上を飛行するというこの選択肢が全く欠落をしているわけです。それをそのまま踏襲しているのが大阪

府の案です。これを市が抗議をせずして、通り一遍の対応で事を済ますと、こういうことではまことに残念だというふうに思うんです。

それから、いわゆる離着陸の回数についても、1本のルートで16万回、2本で23、そして3本でC滑走路についてなお26万回が許容できる範囲だ、十分なんだと、安全なんだと、こういうふうなことをはっきり言っているわけですね。そういう点についても、どこかその回数が消えているというこの点についても、これははっきりとさしていただかなければならない問題だというふうに思うんです。

16日のその日の夕刊に、吉道勇貝塚市長と、それからもうお一方、和泉の市長さんがこの見解について明快な態度を示しておられますけれど、市長についても、この点、新聞等には市長の見解が載っておりませんので、このお2人の見解は明確になっておるように思いますので、その点再度市長の見解をお示しいただきたいなと、こういうふうに思います。もう簡単によろしくお願いします。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私の見解は、その当日ではございませんでしたが、大阪府に運輸省が説明した日にテレビ局2社、関テレと朝テレが来られまして、私のインタビューという形でテレビ放映をされております。そのときはまだ提示されておらなかったわけですけれども、私の見解を述べております。

したがって、今回も運輸省に対しては厳しく各市からも意見があったわけですが、関空協としての最終的な19日の見解といたしましては、にわかにこれを承認するわけにはいかないという会長の記者会見であったというふうに思います。今後はやはり科学的に、それが果たして陸上域に影響がないのかどうかということも含めて十分検討をする必要があると。特に、専門家会議がありますから、これは府にも国にもあるものですから、そこで十分議論をしていただく必要があるというふうに考えているところでございます。

なお、夜間の飛行ルート等については、今回の案で若干改善されているところもございますので、それらについては評価をしているところでございます。

議長（林 治君） 和気君。

13番(和気 豊君) この点では意見だけにかえませんが、いわゆる専門家会議ですね。これは都合5回やって、中間取りまとめを出しているわけですが、4回目までは5回で中間取りまとめをするような状況ではなかったわけです。これが突如5回目に——だからこそ後で座長が修正をせなあかんとか、あるいはこの問題について大阪府のまだ結論は出し得ていない、今後結論を出すについては地元等と十分な協議が必要だ、こういうまとめをせざるを得ないことになっているわけですが、いかにもこれが中間取りまとめ、そういうまとめ方であるにもかかわらず、大阪府はここから結論を引き出しているわけです。この点でも大阪府にやっぱり厳しい抗議もしていただかないかん。何である専門家会議の結論から、ああいう大阪府の中間取りまとめからああいう結論が出るのか、私は全く理解に苦しむところであります。賢明な市長は、それを了としておられるかもしれませんが、その辺は問題があるというふうに私は意見を述べておきます。

それから、もう1つ、イズミヤ出店問題で、地元への影響についてほとんど影響評価をしておられない。まことに残念であります。1年3カ月になんなんとする、11億の売り上げを企図するイズミヤが来るわけですから、これの影響をどうしていくのか。そんなことですから、いわゆる商店街に対する振興補助金、これが34万1,000円と。去年の48万円でも少ないなと思うとったら、さらにことしはこれを切り縮める。562店舗泉南ではあるようですから、1店舗当たり600円と。これで一体何の振興をせえと言うんやと。みずから考えてくれということで補助金を出してるわけですから、もっとやっぱり出すべきだ。市が何もやらんと、どうか考えてください、振興のための対策を練ってください、この補助金でと。全く今のこのスーパー乱立の厳しい状況の中で、ばかにするなと言いたくなるようなほんとに微々たる予算、ここにも市長の政治姿勢が端的にあらわれているのではないかと、非常に残念でなりません。

それともう1つは、現におそれあり建物ということでおそれあり届もやっておられるわけですから、その辺の影響は非常に甚大だということを認めているわけですから、公文書で。それをやりながら、こんなていたらく、何の影響評価もしていない、これでは全く残念でなりません。

それじゃ、意見書の問題に移っていきたいと思うんですが、3月18日に府へ意見書を提出されましたね。これは間違いありませんね、上林さん。

そこで結構です。されましたね。もうその点で、したかどうかのことで結構です。

議長（林 治君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 正確さをはっきりしたいと思いますんで、ちょっと答弁に立ったんですけども、3月18日はファックスで府の方へ送信というんですか、それをいたしました。実際持参いたしましたのは3月27日ということで、当然府といたしましても、やはりファックスの期日は、府としては受けとめたという期日ですので、一応文書の提出日も3月18日ということにしております。ファックスで送信ということでございます。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 府もファックスであろうとどういう方法であろうと、18日が公式な公文書の日付やと、こういうふうに言ってるわけですが、ところがそういうふうに18日に公文書を送付しておきながら、議長初め議会へは、調整中で意見書がまだ作成過程、まとまっておりません、出すことはできませんということで、24日の議長の要請にも、あなた、こういうふうにお答えになってますでしょう。この意見書の経過についてのあなた個人の、担当助役としての文書の中にそれが明記されています。こういうことで18日に送っておきながら、なぜ調整中だということで議会へ出すことをしなかったんですか。住民の皆さんにもそういうことを、自分たちのいわゆる住環境問題や商業振興にかかわって非常に重要な問題だと毎日のように日参されて、市へ要請に来られたわけでしょう。それに対して、そういうことで追い返しておられたわけですが、その辺の対応たるや、まさに住民が主人公という地方自治の精神のあり方からいえばおかしいんじゃないかと思うんですが、その点と、もう1つ問題は、この末尾2行ですよ。

冒頭にも申し上げましたように、この末尾2行は、前段の部分とどう考えても整合性が得られない、こういう文章です。ところが、その末尾2行で、前段ではいわゆる出店に対する否定があったけれども、この末尾2行があったことによって、いわゆる公聴会、それから建築審査会、こういう手続を経て大阪府は決定に至ったんだと、こういうふうになっているわけですよ。それまでの市の意見書は、これでは公聴会を開くことにはなじまない、ということで、それまでの市の意見書、見解、これではずうっと

公聴会を否定してきたんですよ。18日のこの日付の文書をもって初めて大阪府は公聴会を開くと、こういう段取りになったと、こういうふうに言ってるんですね。この文章物すごく大事なんですよ。一体いつ従来の見解からこの新しい意見書の見解に変わったのか。その辺は、ちょっと事実経過を明らかにしてほしいということで私は登壇の部分で言ったんですが、その辺はどうなんですか。

議長（林 治君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 質問者の前段の件を私の方からお答えいたしたいと思えます。（和気 豊君「経過を言いなさい、経過を」と呼ぶ）

質問者がおっしゃるとおり、これが3月24日、当然議長の方から私の方へ意見書についてということのながありました。当然、これには私も調整中ということで、その当時議長に返事をしております。この件につきましては、私も大いに反省をいたしまして、議会との信頼関係をやっぱり怠ったということもありまして、後日、提出日の日付の件も含めてですけども、議長の方へ御回答を申し上げているところであります。24日の件は、当然事実でございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 議会の信頼関係を損なったと、こういうことであなた今言われたんですが、まさにその点では、議会はイズミヤ出店による交通悪化と地元商店街への直撃を阻止する、こういう名の請願を全会一致で採択してるんですね。それと反するような意見書を出すわけですから、当然議会へも十分なコンセンサスですね、事前の意思の疎通を図る努力をされるべきではなかったかというふうに思うんですが、まさにそのこと自身が信頼を損なっているんじゃないですか、議会への。事前にやりましたか。やってないでしょう。

それと、まさにこの関係住民への対応の問題です。昨年5月29日、皆さんが心配して集会をお持ちになりました。市からの見解も聞きたいということで、当時の都市計画課長、それから産経の課長、あなたもお出になりました。ここの中で、いわゆる交通問題への悪化、これが予測される。その不安に対する対応について、市が責任を持って調査をして、早急に皆さんにお示しをする、こういう約束をはっきりしている。このことについ

て、住民の皆さんに調査結果をお示しになりましたか。そして、そのことで了解を得た上での今回の意見書であったのかどうか。その点も明らかにしていただきたい。

議長（林 治君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 交通の問題の整理は、市が直接はやっておりません。業者の方へお願いをして、交通調査をしていただきたいという指導を行っております。これにつきましては、地域住民の方に結果の公表はしておりません。

それで、意見書の件でございますが、私たちは当然出店の請願を全会一致で当議会が反対したことも承知しての上の判断で、私どもは考えたわけでございます。当然、意見書の中にもそういう旨を十分書いております。それで、地域にはやはり反対もあり、賛成もあります。そういう中におきまして、一定都市計画上は法に基づいてのなにが望ましいということで、意見書の前段をまとめさせていただきました。

しかしながら、先ほども事業部長の方からお答えさしてもらったように、建物自体が面積自体も広く、平家建てということもあり、その建物自体、建築物そのもの自体は環境を害するものではないということで、特に付近では購買施設がない中で、やはり付近の住民のための利便性に寄与するということも含めて、我々が総合的な判断をした意見書でございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 議会が全会一致で反対をしているということは知っておったと。議会の決議は公のもんですよ。私、決して住民の請願の、住民の要望のその重さを軽視するものではありませんが、手続を経て住民の代表の議会がいやしくも全会一致で決議しているわけです。それと相反することを行政がやる場合は、当然議会に事前のコンセンサスを得る、当たり前のルールじゃないですか、議会との関係では。そのことをぬけぬけとね、何ですか、今の答弁は。そういう対応ですか、これから議会に対する対応は。ようほんとに平気でそんなこと言えますね。行政と議会の関係、もう一度地方自治法をめぐって勉強してください。

それと、もう1つ、空間スペースが十分ある。この図面では全部駐車場と通路になっているじゃないですか。どこに空間スペースがいっぱいある

んや。

それから、住民に対して約束をした交通量調査ですよ。市が責任を持ってやると。これをいつの間にか業者にやらし、そして業者から出てきているその申請日は9月なんですよ。9月にこの調査やっとする、9月10日、11日にね。そして、9月にその結果をまとめておる。これを一切、住民に約束をしながら示さない。そして、環境を害するおそれがない、こういう結論を出している。これもまさに住民無視の行政ここに至れり、こういうふうと思うわけですが、その点どうですか。なぜ住民にこういう重要な——48条3項の許可の手続の中で、どういうふうに言うてますか、交通問題を。府が出した許可申請の手引48条3項、これにかかわる許可申請の手引でも、ここで言う建築許可とは、交通上、安全上、防災上及び衛生上等支障がなく、やむを得ない事情が認められる場合に限り必要に応じて建築基準法の制限を解除する、そういうことに踏み切れるんだ、特定行政庁は。その大事な交通上の問題で、何一つ住民の合意が得られていない。そういう中で、よう公聴会を開くこの決定的原因になった意見書をお出しになりましたね。

そして、その末尾2行、何の証明もないんですよ。環境を害するおそれがないという証明はいっそもない。むしろ証明部分是否定してるんです、交通上の影響大やということ。どっかから、何かあったんですか。

議長、あと何分ですか。

議長（林 治君） あと2分足らずです。

13番（和気 豊君） ちゃんと答えなさい。

議長（林 治君） 上林助役。

助役（上林 郁夫君） 質問の中に、どこかから、業者からというようなことの意味ありな質問があったように思いますが... ..（和気 豊君「業者からなんて言うてへんぞ」と呼ぶ）どっかからと、それは一切ございません。

そして、交通の問題は、一定業者にも調査を依頼しまして、うちの行政指導に基づいてやり、市において道路管理者の協議、そして警察協議という形で、一定駐車場のスペースも確保させております。交通誘導員も配置ということの行政指導も行いまして、一定の緩和ができていないんじゃないかと、かように思っております。

意見書の末尾2行につきましては、当然私どもは先ほども申し上げたと

おり、これは総合的に考えた上で、あくまでも建築基準法的に考えた場合、やはり環境を害する建築物ではないということで、総合的に判断をしてこのような末尾にまとめたものでございます。

以上でございます。（和気 豊君「終わります」と呼ぶ）

議長（林 治君） 以上で和気議員の質問を終結いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

次に、19番 角谷英男君の質問を許可いたします。角谷君。

19番（角谷英男君） 皆さん、こんにちは。新進クラブの角谷でございます。大綱5点にわたりまして質問を行いたいと思います。

行う前に、まず私ども今回の事件以来、市政報告という形で市民の皆さんに2回にわたって御報告をし、御意見をいただいております。その結果を申し上げたいと思います。市民の皆さんは、今この議会、議員に対して大変不信と疑惑と信頼を失っており。今こそ本来の姿に立ち戻ってほしい、その声でいっぱいあります。これはアンケートもっておりますから、いつでもお見せできると思います。

以上、そういう中で質問に入りたいと思います。

まず、まちづくりであります。私は、まちづくりについては、議員をやっている間ずっと問い続けていきたいと思っております。

まず、市内の主要道路砂川榎井線の進捗状況についてお教え願いたいと思っております。この問題は、一刻も早く開通させなければいけない。なぜなら、後で述べますが、新家駅前の問題も大きく絡んでいるわけでありまして。これを開通させなければ、お年寄りの事故、子供の事故、これが少なくなることがないんであります。

駅前再開発。駅前再開発のためにたくさんの予算を使っています。その使った予算、土地、その使い道はどうなっているか、教えていただきたい。

そして、今言いました樽井駅前、これはこのたびパチンコ屋を買収し、ロータリーができる。これはそれですばらしいことであろうと思っております。しかし、これで果たして樽井の駅前が完全に整備されたか。できていない。樽井の駅前を整備するには、りんくうタウンと接点を設けなければいけない。これは前回質問をさしていただきましたが、一刻も早くあの教習所からりんくうに抜ける道をつくらなければいけない。まして国体がもうすぐ開催されるわけでありまして。そして、海水浴場も7月の2日にオープンさ

れます。樽井の駅におりてりんくうまで、今どのようにして行ってますか。ぐるっと回って行かなければいけない。これでは再開発にはならないのであります、これをやらなければ。

そして、新家駅前の再開発であります。確かに、ロータリーができて、もうすぐ供用開始されます。しかし、それだけで果たして新家の駅前が完全に整備されたか。あの新家の駅前の整備の最大目的は何か。それは、5つもの道路があそこに合流してくる、よって交通事故であります。

そこで、お願いであります。何とかあそこに信号をつけることができないであろうか。JRとうまく結びついた信号をつけることができないであろうか。確かに混雑があるかもわからない。今でも新家の駅前、大変な混雑であります。だけど、人命の方が大事であります。よってお願いをしたいと思えます。

続いて、まちづくりの中でイズミヤ出店問題であります。先ほど和気議員さんが問われました。私は、この問題についてはずうっと聞いてまいりました。見もしました。商売人の皆さんの声も聞いてみました。そして、関係する団地の皆さんの声も聞いてまいりました。今現状、このイズミヤ問題はどうなっているのか、教えていただきたいと思えます。それがまず1点。

それと、このイズミヤ問題は、上林助役さんにお聞きしますと、あくまで最終的には政治問題なんだと。政治問題ということは、市長が判断したということになります。だから、私は、このイズミヤ問題については、市長にお伺いをしたいと思えます。

市長、私は向井市長というのは、血も涙もある本当にやさしい首長であろう、政治家であろうと、そう信じていました。なぜこういう言い方をするかと言いますと、このイズミヤ問題は決してイエスかノーかという問題ではないんです。都市計画法にのっとって、地元の皆さんも、500平米以内なら了解でございます、そう言っておるのであります。そして、意見書の末尾2行には利便性を訴えられました。じゃ、あそこのイズミヤの問題は、利便性を言うなら、それは東和苑であり楠台であり、その周辺の皆さんであります。その周辺の皆さんの利便性を考えるなら、それは500平米でも十分ではないかと私は思えます。

同時に、行政や政治というものは一方に偏ってはいけません。小売商売人

の皆さんは、今大変な状況にあります。大型店ラッシュの中で、まさに命をかけて今一生懸命商売し、闘っておるわけでありまして。私たち政治や行政は、消費者の立場にもならなければいけないが、一方零細商売人の皆さんの立場にも立って物を考えなければいけないんじゃないでしょうか。そういう中から、当然首長として判断が出てくるんじゃないか。私は、今回の問題について、大阪府、泉南市職員の皆さんにも聞きました。感じたことは、まさに縦割り行政であります。大阪府などに行きますと、まず建築審査課と商工は全然違います。建築審査課の中で商工、小売商売の話、大店法の話なんかしないでくださいと。まさに縦割りなんです。

しかし、市長、私たちのこの泉南は、6万市民であります。たかが6万であります。そして、あなたが今頂点に立っています。先ほど言ったように、本当に政治家として、行政の長として、本当に両者の立場がわかるなら、当然答えは出てくるはずであろうと、私は思うのであります。

以上、自席からもまた質問はいたしますが、このことについて、市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

治安問題についてお伺いいたします。

一丘団地等で大変な治安問題が出ています。これは大変な問題であります。神戸でも大変悲惨な事件が起きました。私たちのこの泉南市には、交番が幾つあるでしょうか。8つぐらいだったと思います。かつてはこの泉南に泉南署がありました。日本の治安の中で、この交番というのは大変な効果を発揮してきたことも事実であります。しかし、残念ながら今この交番制度がこの泉南市内においてどれほど——警官が張りついて、地域住民の皆さんがそれを頼りにして、安心して行ける交番がどれだけあるか。非常に少ない。私たちはこの治安も決して忘れてはいけなし、また行政も忘れてはいけなし。そういう中で、市として、この交番所をもっともっと拡充してください、中身のあるものにしてくださいという要請はないんでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

治安問題で、青少年の問題であります。子供は国の宝、まちの宝と言われます。しかし、残念ながら今子供の事件が多発しております。青少年指導員会、ここで一生懸命ボランティアでやられているのは事実であります。しかし、そのボランティアだけにお任せするんじゃないし、行政として、政治としてこれに手を差し伸べることができないのか、何か方策はないの

か。あれば、お聞かせ願いたいと思います。

空港問題であります。

飛行ルートを前回の議会で質問させていただきました。市長は3点セットを堅持されますかという質問に対し、市長は、堅持をいたしますという答えを出されました。私は、この飛行ルートの前に、私たちのまちが、市が、全体構想について、第2期工事について要望している5つの点の問題がありますと要望いたしました。これが今現状どうなっておるのか。読みますと、最後に検討します、協議しますという文字が出てきます。いつも私たちのまちはそれにだまされているのではないかなと、そう思うんです。関西国際空港は、まさに泉南市民も議会も必死の思いでまず先に手を上げ、白紙撤回をし、率先してこれをつくった歴史があります。そういう中で、地域整備を外してこの関空は私たちのまちにはないのではないかと、そのように思いますが、市長の答弁をお聞かせ願いたいと思います。

土取り問題であります。

これも過去2回にわたって聞いてまいりました。スキー場の問題も聞きました。この土取り問題の現状はどうなっておるのか。泉南市では、この土取り問題を含め、要望に対するプロジェクトチームを組んでおると聞いております。私は先日、大阪府で近郊緑地や保安林を外すにはどれぐらい時間がかかるんですかとお聞きしたところ、簡単に答えられない、それほど時間がかかるということであります。私は、この近郊緑地や保安林を外す、自然破壊であります。大変な問題を抱えています。しかし、泉南市民に恒久的に利益をもたらすものなら、事前にお聞かせを願い、それが理解されるならそれで結構ですという考えもお示しいたしました。

しかし、来年秋には公有水面埋立同意の問題が浮上してきます。今から保安林を外せるのか。近郊緑地を外せるのか。とても無理な話ではないかなと思います。そういう中で、果たして泉南市はこの土取り問題を、新聞で密約とまで書かれた、そして要望の中でも大事な1つであることをただ言って終わっただけなのか、やろうとしておるのか、それとももうやめようとしておるのか、それとも何をつくろうとしているのか、改めて質問をしたいと思います。

そして、水利問題であります。

国・府から通達が出ました。いわゆる同意印は要らないと。しかし、現

在、農業用水を初めとする関係する水利組合があります。水利組合の皆さんは、そして区の皆さんは、今までの同意金、これのみずから農業用水の補修をし、いろんな問題をみずからの手でやってきた。しかし、これからはなくなります。泉南市としては、行政としては大変な問題であろうと思います。通達は出てる、同意判は要らない。しかし、区や水利組合は予算がなくなります。そのはざまに立って、泉南市はどのようなお考えがあるのか、お聞かせ願いたいと思います。また、水利組合と漁業組合が同じに扱われるのかもお聞かせ願いたいと思います。

行政改革について、今後の展望をお聞かせ願いたいと思います。

行政は最大のサービス産業だと言われます。サービス産業は、職員ができるだけ前面に出て奉仕をする、当然のことです。しかし、残念ながら泉南市の組織は、管理職がずっと多い逆三角形の状態になっておるのではないかと。行革の原点は幾つもあるかも知れないが、それも大事な1つであろうと思いますが、御意見をお聞かせ願いたいと思います。

以上で終わりますが、自席から再質問を行います。ありがとうございました。

議長（林 治君） ただいまの角谷議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） イズミヤ問題について、私にということの部分についてお答えを申し上げます。

今回の開発行為につきましては、一定の手続きをもって申請がなされてきたところでございます。また、もう1つ別の法体系として、御指摘のありましたように、大店法のエリアのいわゆる出店という問題がございます。大店法の調整につきましては、窓口は商工会ということになっております。500平米以上が大店法にかかってくるわけですが、泉南市の場合は、500平米未満については出店指導要綱を別途設けております。ただ、その後の大店法のいわゆる規制緩和の中で、1,000平米未満については原則出店自由ということになっております。したがって、今回店舗面積が1,000平米未満ということで、いわゆる大店法の立場からいいますと、原則出店自由ということでございます。

一方、都市計画法あるいは建築基準法につきましては、許可権者は大阪府、申請経路は泉南市と、こういう役割分担になっております。その中で

今回の申請につきましては、御指摘のようにこのたびの都市計画の用途地域の変更によりまして、2つの用途にまたがる部分に申請が出てきております。通常、その場合は、過半の用途に属する部分の土地利用ということになるわけでございます。それからしますと、1,000平米未満ではありましても、500平米以上については原則的に許可されない物件ということでございます。ただし、建築基準法におきましては、48条の第3項におきまして、特定行政庁が認める場合はこの限りでないという部分がございます。これに該当するかどうかということが今回の物件でございました。

私どもは、申請者からの申請あるいは周辺の方々の御意向、あるいは商業者の御意向、行政としていろんな立場、一方は小売業の立場、あるいは一方は消費者の立場からの意見を伺ってまいりました。非常に長い間かかったわけでございますが、その中で最終的に48条の申請が出てまいりまして、これについては最終的に大阪府の建築審査会に諮って——あるいは公聴会がその前段としてあるわけでございますが——諮って結論を出すという、こういうシステムになっておりますのは、御承知のとおりでございます。

その中で、私どもが——意見書というのは、これは必ずしも法的には義務づけられてはおらないわけでございますけれども、意見書というものを提出するというにいたしているわけでございます。これについて、いろんな角度から検討してまいったわけでございます。その中で、御指摘ありました意見書につきましては、前段部分については過去の経緯、あるいは都市計画の見地からの土地利用の問題等についての意見を申し上げたわけでございます。その中では、原則として現用途地域に即した計画が望ましいと、当然のことでございます。

ただ、今回48条の申請が出ているわけございまして、この48条のただし書きと申しますのは、今回の場合は第一種中高層住居専用地域でございますけれども、この中で良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、または公益上やむを得ないと認めて特定行政庁が許可した場合においてはこの限りでないということになっております。

したがって、下段については、固有審査、固有物件ということになります。したがって、今回の下段については、申請物件という立場でございます。その中で予定建築物が、先ほど言いましたような第一種中高層住居専

用地域における良好な住居の環境を害するものかどうか、あるいは公益上やむを得ないと認められるのかどうかという判断をする必要があるというふうに考えているところでございます。

その中で、さきの質問者にもお答え申し上げましたように、建物は低層平家建てでございます。また、建ぺい率は用地に比べて大幅に少ない部分でございます。したがって、周辺に与える環境については、日照障害あるいはその他容積率が筒一杯とか、そういうものではないという中からしますと、良好な住居の環境を害するものではないというふうに一定の判断をせざるを得ないわけでございます。

また、物件そのものの用途については、購買施設、いわゆる利便施設ということでございまして、周辺の状況から考えますと、利便性に寄与することもこれまた間違いのないことでございますから、利便性に寄与するものと考えするという意見を申し上げたところでございます。

また、この策定に当たりましては、再度周辺地元を確認をさせましたところ、地元地区同意あるいは周辺自治会との協定と申しますか、覚書ですか、これらが調っておるという状況でございまして、地元としても、この施設の立地というものについては容認をされておるというふうに受けとめられるわけでございます。

そういう1つの手順がございまして、最終的には当然客観的に判断をすべき事項でございますから、許可権者である大阪府が独自に判断するのではなくて、諮問機関であります大阪府の建築審査会にお諮りをすると、こういうことになったわけでございます。その中でいろんな議論がされましたけれども、最終的に、店舗の必要性を考えると、地域の利便性から必要と思われる、建築物としては平家建てで、容積率、建ぺい率とも大きく残しており環境影響上の問題はない、店舗の駐車台数は満足している、道路の交通量には余裕がある、隣接地との協議は行っている、警察協議も行っている、等々踏まえて結論を出されたようにお聞きをいたしておるところでございます。

ただ、御指摘のありましたように、確かに法律が2つございまして、1つはあくまでも出店という立場での法体系でございます。もう1つは、今回の場合ですと建築基準法という入れ物と申しますか、建物そのものについての法体系ということでございますので、確かにその辺の、何というん

ですか、クロスする部分がなかなか見出せないという部分もあるかというふうに思います。これは、やはり今後の課題であるというふうに受けとめているところでございます。

ただ、私ども行政といたしましては、賛否両論のある中で、お互いの立場を尊重しながら判断をしていかなければいけないという苦しい立場があるのも事実でございますから、今度の物件については泉南市が許認可をする立場にはございませんけれども、やはり私は、常々こういう物件については、そのために学識経験を入れた高度な専門的な判断を有する建築審査会なり、開発の場合ですと開発審査会があるわけでございますけれども、こういうところで一定の判断を示されるのが当然であるという考えを持っておりますから、この中で、記録を拝見しますといろんな角度から検討されておられますので、その結果として特定行政庁が判断されたものというふうに受けとめているところでございます。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 角谷議員の御質問のうち、まちづくりの関係でございますけれども、まず砂川榎井線の進捗について御答弁をさせていただきます。

砂川榎井線は、本市の東西市域内幹線道路であり、着手より二十数年経過しておりますが、一部権利者を除いて用地取得もおおむね完了しているところでございます。現在、一丘団地内の約600メートルにつきましては暫定供用を行っております、市民の利便性に寄与しているところであります。また、残区間900メートルにつきましても、平成8年度には150メートルの改良工事を行いまして、9年度も続いて改良工事を予定いたしております。

懸案となっております大型工場の件につきましては、物件移転の補償工法について関係機関との協議もほぼ完了いたしておりますので、現在当該工場の代表者と鋭意精力的に用地並びに補償交渉を進めているところでございます。予定といたしましては、今後数年の間にこの問題を解決し、早期なる供用開始を目標にあらゆる努力を傾注してまいらる次第でございます。

次に、駅前の再開発の関係でございますけれども、まず和泉砂川駅前につきましては、平成6年度より取り組んでまいりました事業化方針の再構築について一定のまとめを行い、今後の方向性を明らかにすべく検討を急

いでいるところであります。

検討の内容といたしましては、3ヘクタールの区域全体を一度に事業化するのではなく、区域全体を分割して段階的に整備していく方法で事業化を目指すという昨年度末の理事会で確認された方針のもと、幾つかのケーススタディーを行い、それにより現時点での事業成立の可能性及び問題点について総合的に判断をし、準備組合と協議を行った上で今後の方向性を定めていきたいというふうに考えております。

次に、樽井駅前でございますけれども、駅前及び停車場線の交通混雑の緩和及び駅利用者の利便性の向上を図る目的で、再開業事業予定区域内の市・公社先行取得用地を活用しての暫定的な駅前交通広場を整備するために、地元及び関係機関と協議を行ってまいりました。現在、計画案につきましてほぼまとまり、細部についての警察等との協議が終了次第、工事に着手したいと考えております。

また、今回の整備は、あくまでも暫定とはいうものの、これにより将来の整備に対して好影響を与えるものにしたいと考えておまして、交通広場完成後も引き続き駅前のまちづくりについて地元街づくり協議会とともに協議し、検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、りんくうタウンへの接点ということでございますけれども、我々としては、りんくうタウンへはその近くで信達樽井線の改良工事を計画いたしておりますが、その中で南海をオーバーパスするわけでございますけれども、そこへの歩道橋の設置も考えております。それとあわせて、以前検討いたしましたものにつきましては、東洋クロスと自動車教習所の間の水路を利用しての歩行者空間の整備ができないかということでございますが、一度南海と駅下での改札口の設置について協議をいたしました。現在まで結論に至っておらないという状況でございます。

そういうことで、過日、樽井駅前の暫定利用の計画の協議のときに、南海に対しましても、こういう計画がありますから、また後刻相談に上がりますのでよろしくということでも私どもの方で申し上げてまいりました。ですから、樽井の駅前の上の協議が終わった段階で、今度は下の方でその件についてどのように協力をしていただけるかということにつきましても、今後引き続き話し合いをしてまいりたいというふうに考えておりますし、当然駅の改札口からのルートについても、東洋クロスと教習所の間の問題

でございますから、そこについても、我々としてどのようなことができるかということも引き続き検討していかなければならないというふうに思いますので、それについては引き続き我々として取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、新家駅前でございますけれども、現在駅前については、駅前の交通交雑の緩和、歩行者の安全確保を図るために駅前交通広場の工事を実施しているところでございます。今回の交通広場の完成によりまして、駅前における交通動線の整理や歩行者の安全確保に対しては一定の成果が上げられるものと考えておりますが、新家地区、特に山側の交通問題の改善を図るためには、今後も引き続き、平成２年度に策定されました新家駅南地区の地区計画に基づき、地区内道路の整備についても努力してまいりたいというふうに考えております。

それと、駅前の踏切の交差点についての信号処理につきましては、踏切と連動さしての信号機の設置ということでございますから、かなり難しいものがあるというふうに我々としては考えております。ただ、今後とも当然交通混雑の解消というのは我々に与えられた使命でございますから、引き続きＪＲなり警察と継続して協議してまいりたいというふうに考えております。

それと、先ほどイズミヤの出店問題につきまして市長の方から御答弁をいたしましたけれども、直近の流れといたしましては——先ほどから経過につきましては前任の答弁者が答弁したとおりでございますので省略をさせていただきますが、過日、３月末に公聴会を開き、その後審査会を持っております。その審査会で一応認められたということでございまして、４８条３項のただし書き規定によります届け出、許可申請ですね。それと開発許可につきましては、先週１９日、同日付で許可がおりているというのが現在までの最近の流れでございます。

次に、もう１点、水利問題についての件でございますけれども、これまで泉南市では、浄化槽設置に際しては水利権利者等と協議、指導を行ってきたところでございます。ただし、小型合併浄化槽を設置する場合は、水利権利者等の協議は求めておりません。つまり、単独浄化槽につきましては、水利権利者等のトラブルを未然に防止する観点より、設置者の理解と協力を得ながら、一定水利権利者等との協議を求めてきたものであります。

今後につきましては、これらの状況を考慮した中で、法的には同意書の添付が義務づけられていないことや、特定行政庁である府の指導等もあることから、本市におきましても検討を行いまして、水利権利者等にも一定理解を求めてまいりたいというふうに考えております。さらには、水質汚濁の防止、水質向上の観点からも、関係機関とも調整をし、小型合併浄化槽の設置の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

それと、現在大阪府からの通達等によりまして、我々としても検討いたしておるわけでございます。まず、地先の放流であります水利権利者と、我々としては一定各市の状況等も踏まえた中で話し合いをさしていただくというふうに考えておりまして、その解決を早期に見たいというふうに思っておりますし、それからその後漁業組合等とも話し合いをしてまいりたいというふうに考えております。ただ、結論的にはまだ出ておらないということで御理解賜りたいと思います。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） それでは、私の方から、質問の市内の治安についての中の交番所について御答弁申し上げます。

地域住民が安全で平穏なまちを目指し、犯罪、事故、災害等について日常生活の危険から被害を未然に防止することは、地域住民だれもが望んでいるところでございます。このような被害を未然に防止する観点から欠かせないのは、派出所、交番、駐在所でございます。しかしながら、市内には、ほとんど警察官の不在がちな交番もでございます。そのようなことから、地域住民に不便を来している状況もでございます。

したがいまして、今後このような交番所につきましては、地域住民がいつでも利用できるよう、不便を来すことのないよう、安心のできる交番所について泉南警察署に要望するとともに、地域住民、警察、関係団体等との連携を図り、安全で平穏なまちづくりを目指してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（林 治君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 私の方から、先生御質問の青少年犯罪の防止、何か効果的な方法はないかという御質問でございますが、確かに大阪府下の青少年犯罪は多うございまして、特に泉南署警察管内では、中学生の非行、また犯罪が多いということでございます。

犯罪につきましては、当然青少年といえども司法当局の厳しい取り締まりですか、これをやはりやっていただかねばならないというふうに思っております。また、我々といたしましても、当然行政は犯罪を生み出す土壌の浄化、また健全な育成に向けての努力をする必要があるというふうに思っております。

泉南市といたしましても、各団体の街頭指導、また有害図書の取り締まりの協力といろいろやっておるわけですが、やはり効果的な事業の展開というのはなかなか難しゅうございまして、地域と一体となった活動が必要であるというふうに思っております。青少年のスポーツの育成、また青少年の森を利用したグループ活動、アウトドア活動などの事業展開を地道にやってまいりまして、浄化に努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（林 治君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） 角谷議員からのお尋ねのうち、空港問題に関するお答えを申し上げます。

りんくうタウンについてでございますが、企業立地に大きな期待が寄せられているところでありまして、バブル経済の崩壊と、それに続く不況などの影響によりまして思わしくない状況にございます。このため、大阪府において、製造業用地のあり方や進出企業に対する支援策などを検討するため、本年1月、りんくうタウンへの製造業ニーズ調査を実施し、このうちりんくうタウンへの工場用地に関心のある事業所について、大阪府におきましてチームを結成し、近く個別訪問を開始する予定でございます。

また、先般、府企業局、財団法人りんくうセンターと本市とで構成いたしますりんくうタウン泉南市域産業立地促進協議会におきましても、この調査結果などをもとに企業立地の促進策を検討したところでございまして、本市としても、個別訪問などのチームに積極的に参加したい旨を申し入れてきたところでございます。今後とも、りんくうタウンへの企業の誘致は、本市財政にも大きく影響するだけでなく、新たな雇用創出を図る点からもその促進は重要課題であると認識しているところでございますので、関係機関に強く働きかけてまいりたいと存じます。

また、地域産業振興のための拠点施設でございますが、現在のところ関連機能調査を実施しているところでございます。

次に、南ルートでございますが、南ルートにつきましては、均衡ある南近畿の発展と空港の安全性の確保のため、従前からその実現を目指しているところございまして、そのため大阪府と共同調査を行っているところでございます。

また、昨年12月には、大阪府大阪湾臨海整備計画におきましても調査検討を進めることが明記されたところございまして、今後全体構想の中に明確に位置づけられるよう、引き続き関係機関に対して強く働きかけてまいりたいと存じます。

次に、土砂採取についてでございますが、本市域からの土砂採取につきましては、搬出土量のピーク時等の対応となっておりますことから、本市の山間部における事業計画や構想の整理を行い、市内部で候補地の絞り込みを行っている段階でございます。現時点では、近郊緑地の解除ではなく、規制の中で認められていくものを考えておるところでございます。

それから、国際交流の森、ちぬの森等についても記載されておりますけれども、現在2期事業の着手に対応した地域整備事業や1期事業における事業の進捗状況を点検するなど、そのあり方について、本市の財政状況も勘案しながら検討を行っているところございまして、その中で検討してまいりたいと存じます。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

議長（林 治君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 行政改革のうちの管理職員数のあり方についての御意見でございますけれども、本市では、ここ数年間行政需要の増大と事務事業の複雑多様化する中で、組織、機構の拡充が必要となりまして、これに合わせまして管理職員数が増加してきてございます。

管理職員数につきましては、組織、機構の違う中で比較しづらい面がございましてけれども、類似都市等をも参考にしながら、本市の行政需要の実態等を十分精査した中で検討していく必要があるものと考えてございます。今後、行財政改革を進めます中で、事務事業の見直しと組織、機構の再編とあわせまして、管理職員の配置と管理職員数の適正な管理に努めてまいりたいと考えてございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

議長（林 治君） 角谷君。

19番（角谷英男君） たくさん質問をいたしました。絞り込んで再質問を行いたいと思います。

まず、イズミヤ問題であります。なぜ私がここまで——もう大阪府のテーブルに乗ってますよ、泉南市はどうしようもないんですよという答えであろうとは思いますが、この流れ一連を見せていただきまして、どうしても、市長の政治判断ということでもありますし、市長の考えをもう一度聞かしていただきたいという思いであります。

まず、先ほど市長が、我々意見書——両論並列しながら最後に末尾2行がありますけれども——を書いて出して、最終的には大阪府が判断すると。そんなんですということと言われました。それも学識経験者の審査会において判断されるんですということをお答えされました。

問題はその審査会ではありますが、この建築審査会も実は2時間30分から2時間40分ぐらいかけて、異例の、1点だけでこれだけ時間をかけて実は審査をされているわけでありまして。中でも、高田さんという会長代理さんがいらっしゃるわけでありまして、こういう意見を言われてるわけですね。市に対して疑問が多い。以前の市の意見書は反対意見と読むことができ、市の意見が一貫していない。行政のあり方としては望ましくなく、許可に当たり条件なしと言うのであれば、私としては疑問が残る。市の意見は、その判断過程から今回の結論を導き出すことができないのでおかしいと、こう言われているわけなんです。

この中で、以前の反対意見、意見書という言葉があるわけでありまして、原課でお聞きしますと、そんな公文書を2つも出すわけないでしょうという答えが実は来ておるわけでありまして、ただこの建築審査会においても、4対1とはいえ、実は大変な議論をされておる。それほど今回このイズミヤ問題に関して、先ほども言いましたように、つくるのかつukらないのかという議論ではないんです。第一種中高層という中でどうしますかということなんです。

そういうことで、お聞きしたいんですが、意見書2つというのは、この高田さんの発言は間違いなんですか、改めてお聞きしたいんですけども。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 意見書が2つあるという御指摘でございますけれども、市の意見書は、先ほどもお答えいたしておりますように、平成9年3月18日付の意見書そのものでありまして、この意見をもって平成9年

3月31日、建築基準法等の手續に従って、特定行政庁である大阪府が開催した公聴会において市として意見を述べたものでございます。このことよって、公開による意見の聴取が行われたものと認識をいたしております。したがって、公聴会以外の手續につきましては、この意見書が市の意見として、そして公聴会では住民からも意見を聞いておりますから、それに基づいて審査会に諮られたということでございます。

ただ、我々として、この意見につきましては、当然市としても、公聴会というのは市内でもいろいろあったわけでございますけれども、こういうケースが初めてということで、市として意見書を求められたのが初めてであったということで、大阪府に対して事前に相談といえますか、そういう形をした件がございますから、その分についての大阪府の取り扱いをどうしたかというのは我々わかりませんが、泉南市としては、最終的に3月18日に出したものが意見ということで判断いたしております。

以上です。

議長（林 治君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 特に、審査会での正式な議事録であろうと思うんですけども、一方で傍聴された方の意見メモの中に、実は、この意見書をお見せくださいますかと言うと、府の事務局——府ですね、これ。お出ししてもよろしいと言ってるわけです。ところが、この議事録にはそういう文言が一切ないわけなんです。これはおかしいな、この議事録がおかしいのかどうなのか。ただ、お出ししますということを言われているわけですから、一度それを見てみたいというふうに思っております。ですから、そこで初めて、意見書なのか何なのかわかるわけでありまして。

ただ、会長代理さんがここまで言い切る以上、恐らく泉南市も大変な判断、苦しんだと思うんですね。本当に苦しんだと思うんです。それはわかるんです。わかるからこそ、今回の判断は、利便性を言うなら楠台、東和苑、兎田、中村、下村、そういう周辺の範囲、商圈でいえば十分500平米以内で利便性はかなうのではないかなというふうに思います。それも政治判断であったということですから、もうそれしか私も言いようがない。政治判断をされたということなわけでありまして。

それと、もう1つ、政治判断をされる前に、実は先ほど言いましたが、神戸の大変悲惨な事件がありました。その中に、これは新聞の記事なんで

すが、6月21日付の記事なんですけどね、こういう文言があるんですよ。中村教授という先生が北須磨団地について、地域の会話場所となりコミュニティを育てる青果店や鮮魚店などがないと指摘、共働きの世帯もあって昼間の通行量が少ないと。買い物はスーパーで賄う。

これはどういうことを言わんとするかというと、小さな店が小さな店なりにね、市長、大変な役割を果たしてきたわけですね、今まで。そこで、間違いなくコミュニケーションの場があったわけですよ。それと、犯罪防止にもつながっていた。新しい人が来たら、当然新しい人が来ましたよという会話ができるわけです。だから、小さい店を我々はある意味では守ってあげなあかん立場にもあるわけです。ただ利便性だけを追求したら、結果的に見て、こういう事件にも間接的にはつながっていく。そういう意味では、政治判断をされる前に、ぜひこういう、今泉南市にもたくさん小さな商売人さんがいらっしやいます。その実態、中身をぜひ政治判断をされるまでに見ていただければなという思いを今いたしております。

実際、例えばある八百屋さんですけども、これは大変な売り上げアップ、2倍、3倍になっているという話も聞くんです。だけど、これはライフがなくなったからその効果も出——自助努力もありますよ。自助努力といえは、皆さんもやっておるんですよ。高度化資金や近代化資金使って——これは借金です、いずれ返していかなあかん。一生懸命努力はされているんですけども、さっき言うた八百屋さんでも、今はいいんですよ、努力をされて。だけど、今言われる1,000平米未満のものが点々とできたときは、そういうものは全部パシャーンとつぶれてしまうんです。間違いなくつぶれてしまうんです。

だから、今回の問題は、今ある現象だけではなしに、今後泉南市の商売人に与える影響という意味では大変大きな決断であった。そういう中で泉南市は、現時点こういうものを踏まえて、改めてお聞きしますが、こういう問題が将来出てきたときにどう考えていきますか、現実の問題を踏まえて。なぜなら、今大型店の商法というのは、土・日型なんですよ、実は、車社会ですから。月曜から金曜まではほとんど地元の商売人さんで買うんです、身近なところで。ところが、それでは大型店になりませんから、乱立してやっていますから、この際大型店を核として1,000平米クラスの店を方々に張りつけていくわけですね。そういう商法を今やろうとしているわ

けなんです。そういう意味で、これから先どう考えられますか。どう対処されますか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほどの神戸の新聞、私も拝見しましたが、私の受けとめ方は、現在の都市計画の用途地域、例えば第一種住居専用低層地域であれば、もうほとんどそういう店舗というのは配備されないわけですね。ですから、それは果たしていいのかどうか、市民生活を考えた場合にですね。私は、逆にそういう問題提起かなというふうに受けとめたわけでありまして。これは都市計画といいますか、そういう観点から、純化というか、用地純化のよさと、またそれに対するデメリットがあるのも事実だというふうに思いますから、これは都市計画上として今後の1つの課題だというふうに思っております。

それから、今回具体的にありましたような、要するに大店法のはざま、それと我々の持っております出店指導要綱500平米以下との間、いわゆる500から1,000平米未満というのが原則出店自由ということで、一定の地元説明会はしますけども、その調整機能というものが実質ないわけでございますね。ですから、そういうものが出てきた場合に、どう対応するのかという大きな課題を残したというふうには理解をいたしております。その中で、今後市としてその辺の対応をどうするかというのは、要綱と法のはざまの問題はあるかもわかりませんが、我々の持っております出店指導要綱500平米以下適用というものが妥当なのかどうかということについてもう一度議論をする必要がありますし、また市商連初め商業者の方の御意見もお聞きをしないといけないというふうに思っております。

したがって、法体系が確かに2つに分かれているという根本的な問題があるわけなんですけれども、我々として、その商業出店という面からとらえようとすれば、何らかの根拠が要るわけですね。それが500から1,000平米未満というのは、今行政にはないわけでありまして。したがって、そのあたりが問題だと。先ほど言われたように、大型スーパーが今後そのあたりをねらってくる可能性というのはあるというふうに懸念もいたしておりますから、今後この出店指導要綱の適用範囲も含めて検討する必要があるというふうに考えております。

議長（林 治君） 角谷君。

19番（角谷英男君） それと、もう1つ、審査会の議事録ですね。改めて最後にお聞きしときますけれども、当然2つないと言われましたわけですから、我々一方の書類ではお出ししますと言ってるわけで、これがもし出てきたら、公文書でないにしたらって何にしたらって、意見が2つあるというのは大変なことですから、そのときは実は大変なことになるなというふうに思っております。

あと交通量の問題、例えば楠台なんかでお聞きしますと、実は店ができるのはいいんだと。店ができることはいいと。ただし、1,000平米か500平米かということは余り知らないんですよ。知らない、実は。それと、もう1つは、先ほど言った、この中をくるくる車が通って、そして前の道がもう今でも車の交通量が大変で、ガソリンスタンドのどこまで詰まるわけですね。だから、その問題をどうしてくれるのかと、そういう疑問もあるわけなんです。つくるのはいいが、交通の問題はちゃんと処置してくださいよと。だけど、つくるという問題でも、1,000平米、500平米も余りわからないで、ただできるかできないかというような話が多いらしいです。だから、その辺も泉南市として当然考えていかなければいけない問題だと思うんです。先ほどの和気さんの質問では、交通調査は人任せで、全然市としてはやっていないというふうに聞き、非常に残念だなというふうに思っております。

そういうことで、イズミヤ問題に関して最後に市長にお聞きいたしますが、何度も聞きますが、これあくまでいるんなことを勘案して市長の政治判断でされたということで我々は解釈してよろしいのでしょうか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 最終的に市が判断するというものではございません。

あくまでも特定行政庁が判断をするものでございます。その中で、市としての意見を申し上げたということでございます。

議長（林 治君） 角谷君。

19番（角谷英男君） いや、これは市長、なぜ聞きますかといいますが、先ほど言いましたように、我々もこのことを質問しましてお聞きしますと、これ上林助役さんにはまことに申しわけないですが、これはあくまで市長の政治判断なんだと、最終的には。そういう意見を聞きましたので、改めてお聞きをしたということでございます。我々もいろんな形で報告会をや

らなければいけないので、意見も言われます。例えば、出店賛成だという人もありました。私に意見を言われた方もありました。出店反対という方もいらっしゃる。我々は議員として、先ほど言いましたように、業者が成り立つことをやらなければいけない。そういう中で、きょうのやりとりについては、また市民の皆さんに報告もしなければいけないということでございます。

続いて、空港問題に入りたいと思います。

実は、土取りとかいろんな問題で過去にも質問はしてまいりましたが、地場産業振興センターといえば、泉南市が２期工事で要望している中の１つであります。地場産業振興センターは、たしか２００万の調査費がついてるというふうに思っておるんですけども、地場産業とよく言われるわけですけども、現在この地場産業の繊維、従業員数から、また工場数、工業製品の出荷額、昭和６０年から平成７年に至るまで、御存じですか。地場産業は、実はもうこれはだれもがわかってることですけども、数字でいえば、工場数にすれば３３２から１８０、従業員数にしたら４,３２７から１,７３３、出荷額、昭和６０年から比べたら６４６億から１９４億、こんなに下がってるんですよ。地場産業センターは一体そこで何をやるうとしておるのか。どんなことをやるうとしてるのか。改めて「地場」とつけてる以上、繊維を研究して、もう一回繊維のまちにしようとしておるのか。その辺はどうなんですか。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま角谷議員の方から産業振興センターにつきまして御質問がございまして、地場産業振興センターという名称はちょっとおかしいのではないかと質問がございましたが、「地場」というのはついておりません。産業振興センター構想ということになっておりまして、１つは地場産業の高度化、あるいは事業の転換の促進を図るという目的と、それからもう１点は、やっぱり新しい先端技術産業を支援するというのを１つの目標としておりますので、決して従来型のものばかりをひとつ対象としているというものではないという点を御理解願いたいと思います。

議長（林 治君） 角谷君。

１９番（角谷英男君） 実はきょうも質問しましたが、飛行ルートと地域整備とは違うと言えればそれまでなんですけども、実は私たちは地元地域整備

に関して、例えば済生会泉南病院、これはたしか平成12年着工でしたね。そうですね。これはまあいいでしょう。ただし、これからも高度化医療の中身は聞いていかなきゃいかんし、医療問題についてはまだまだ考え方もある。例えば組合立の問題もある。それ以外に、例えば幾つか出されておりますが、土砂取りの問題ですね。先ほどたしか土取りに関しては縛りのないと言いましたか、制約のないと言いましたか、要するに保安林や近郊緑地と関係しない場所から取るというのを初めて——聞き間違いかもわかりませんので、改めてお聞きしたいと思うんですけども。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 土取りの場所でございますが、聞き間違いだと思います。ほとんど近郊緑地は全域かかっておりますので、その中でございます。ただ、要するに解除ということではなしに、その中でいわゆる届け出として認められている範囲というのがございますから、その中で検討をいたしたいということでございます。

議長（林 治君） 角谷君。

19番（角谷英男君） ただ、壇上から質問しましたように、届け出の範囲内ということではありますが、やっぱり環境を破壊するわけですから、当然いろんな問題が出てくると思うんですよ。当然出てくる。その中で、来年秋には公有水面埋立同意、先ほども言いましたけども、それまでにいろんな具体案や協議やそういうものをやらなければいけないんですよ。今どんな状況なんですか、改めてお聞きしますけども。それと、あの山の自然を破壊するということについても、改めてお聞きしたいというふうに思います。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 現在の検討状況ですけれども、これは先ほど参与の方から答えさしていただきましたように、一応プロジェクトチームをつくっておりますので、その中で市も当然、山手側の土地になりますが、採取できる場所、それから可能量、それから搬出の方法ですね、それから土地の利用、その場合採算性がどうか、あるいは法規制としてどういう規制があるのか、そして最終的に泉南市としてのメリット、デメリットはどのようなものがあるのかという点につきまして、数カ所をピックアップして検討しておると、こういうのが現状でございます。現実に土砂の搬出は、西暦20

00年から以降というふうに聞いておりますので、若干時期はあるわけ
でございますけれども、当然準備等もございますので、早いうちにその中の
結論を得まして、大阪府と折衝をしてみたいというふうに考えており
ます。

議長（林 治君） 以上で角谷議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日
の会議はこの程度にとどめ延会とし、明24日午前10時から本会議を継
続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程
度にとどめ延会とし、明24日午前10時から本会議を継続開議すること
に決しました。

本日は、これをもって延会といたします。

午後5時48分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 林 治

大阪府泉南市議会議員 稲 留 照 雄

大阪府泉南市議会議員 井 原 正 太 郎